　　　　　　　主眼事項及び着眼点（指定生活介護） 　　今回変更　　　31年10月より改正

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 第１　基本方針 | (1) 指定生活介護事業者は，利用者の意向，適性，障害の特　性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し　これに基づき利用者に対して指定生活介護を提供すると　ともに，その効果について継続的な評価を実施することそ　の他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ　効果的に指定生活介護を提供しているか。  (2) 指定生活介護事業者は，利用者の意思及び人格を尊重し　て，常に当該利用者の立場に立った指定生活介護の提供に　努めているか。  (3) 指定生活介護事業者は，利用者の人権の擁護，虐待の防　止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行う　とともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を　講ずるよう努めているか。  (4) 指定生活介護の事業は，利用者が自立した日常生活又は　社会生活を営むことができるよう，障害者自立支援法施行　規則第2条の4に規定する者に対して，入浴，排せつ及び食　事の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の　便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | 法第43条  平18厚令171  第3条第1項  平18厚令171  第3条第2項  平18厚令171  第3条第3項  平18厚令171  第77条  平18厚令19  第2条の4 |
| 第２　人員に関す　　る基準  １　指定生活介護　事業所の従業者の員数  (1) 医師    (2) 看護職員（保　健師又は看護師若しくは准看護師），理学療法士は作業療法士及び生活支援員 | 指定生活介護事業所に置く従業者及びその員数は，次のとおりになっているか。  　利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。  　◎　嘱託医を確保することをもって，これを満たすものと　　して取り扱うことも差し支えない。  　　また、指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとする。  ①　看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の　総数は指定生活介護の単位（その提供が同時に一又は複数　の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに，常勤　換算方法で，アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応　じ，それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。  　　ア　平均障害支援区分が４未満  　　　　利用者の数を６で除した数以上  　　イ　平均障害支援区分が４以上５未満  　　　　利用者の数を５で除した数以上  　　ウ　平均障害支援区分が５以上  　　　　利用者の数を３で除した数以上  　◎　上記従業者については，指定生活介護の単位ごとに，　　前年度の利用者の数の平均値及び障害支援区分に基づ　　き，次の算式により算定される平均障害支援区分に応じ　　て，常勤換算方法により必要数を配置する。  　　（なお，平均障害支援区分の算定にあたっては，利用者　　の数から特定旧法受給者等を除く（第553号告示参照）  （算式）  　｛(区分２の利用者数×２）＋（区分３の利用者数×３) | 法第43条  第1項  平18厚令171  第78条第1項  平18厚令171  第78条第1項  第1号  平18障発  第1206001  第五の１(1)  平18厚令171  第78条第1項  第2号イ  平18厚令171  第78条第3項  平18障発  第1206001  第五の１(2) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | また，看護職員及び生活支援員については，それぞれ　　について，最低１名以上配置するとともに，必要とされ　　る看護職員及び生活支援員のうち，１人以上は常勤でな　　ければならない。 |  |
| (3) サービス管理　　責任者 | ◎　特定旧法指定施設が指定障害福祉サービス事業所等へ 　転換する場合の「前年度の平均値」については，当該指　　定等を申請した日の前日から直近１月間の全利用者の延　　べ数を当該１月間の開所日数で除して得た数とする。ま　　た，当該指定等後３月間の実績により見直すことができ　　ることとする。  　◎　複数の指定生活介護の単位を設置する場合にあって　　　は，それぞれの単位ごとに平均障害程度区分を算定し，　　これに応じた従業員をそれぞれ必要数を配置する必要が　　あること。  ②　看護職員の数は，指定生活介護の単位ごとに，１以上と　なっているか。  ◎　看護職員及び生活支援員については，それぞれについ　　　て，最低１名以上配置するとともに，必要とされる看護　　　職員及び生活支援員のうち，１人以上は常勤でなければ　　　ならない。  ③　理学療法士又は作業療法士の数は，利用者に対して日常　生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を　行う場合は，指定生活介護の単位ごとに，当該訓練を行う　ために必要な数となっているか。  　ただし，理学療法士又は作業療法士を確保することが困　難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに　必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有す　る看護師その他の者を機能訓練指導員として置いている　　か。  　◎　理学療法士及び作業療法士を確保することが困難な場　　　合には，看護師のほか，柔道整復師，あん摩マッサージ　　　指圧師，言語聴覚士の日常生活を営むのに必要な機能の　　　減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有する者　　　をもって代えることができるものであること。  ④　生活支援員の数は，指定生活介護の単位ごとに，1以上　となっているか。  　　また，1人以上は常勤となっているか。  ＜経過措置＞  　　法附則第１条第３号に掲げる規定の施行の日の前日（平  成24年３月31日）までの間，特定旧法受給者等に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護  　職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は  　，指定生活介護の単位ごとに，常勤換算方法で，次に掲げ  　る数の合計以上となっているか。  　　①　次のアからウまでに掲げる利用者（特定旧法受給者  　　　等を除く。利用者の数は前年度の平均値）の平均障害  　　　支援区分に応じ，それぞれアからウまでに掲げる数  　　　ア　平均障害支援区分４未満  　　　　　利用者の数を６で除した数  　　　イ 平均障害支援区分が４以上５未満  　　 利用者の数を５で除した数  　 　ウ　平均障害支援区分が５以上  　　　　利用者の数を３で除した数  ②　特定旧法受給者等の数を１０で除した数  指定生活介護事業所ごとに，①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ，それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 | 平18障発  第1206001  第二の２(5)③  平18障発  第1206001  第五の1(5)  平18厚令171  第78条第1項  第2号ロ  平18障発  第1206001  第五の１(2)  平18厚令171  第78条第1項  第2号ハ  平18厚令171  第78条第4項  平18障発  第1206001  第五の１(3)  平18厚令171  第78条第1項  第2号ニ  平18厚令171  第78条第6項  平18厚令171  附則第4条  第1項  平18厚令171  附則第4条  第2項  平18厚令171  第78条第1項  第3号 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ①　利用者の数が60以下　　１以上  　②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超え　　て40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  　　また，１人以上は常勤となっているか。  　◎　サービス管理責任者の要件  イ　サービス管理責任者は、生活介護の提供に係る管理を行う次の（１）及び（２）に定める要件を満たす者とする。 | 平18厚令171  第78条第7項  平18厚告544  一のイ～ト |
|  | （１）　次の(一)及び(二)の期間が通算して五年以上である者、(三)の期間が通算して八年以上である者又は(一)から(三)までの期間が通算して三年以上かつ(四)の期間が通算して三年以上である者（実務経験者）であること。  (一)　次のａからｆまでに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（相談支援の業務）その他これに準ずる業務に従事した期間  ａ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法第四条の二第一項に規定する身体障害者相談支援事業、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法第四条に規定する知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者  ｂ　児童福祉法第十二条第一項に規定する児童相談所、身体障害者福祉法第十一条第二項に規定する身体障害者更生相談所、法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五十条の二第一項に規定する精神障害者社会復帰施設、知的障害者福祉法第十二条第二項に規定する知的障害者更生相談所、社会福祉法第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所、発達障害者支援法第十四条第一項に規定する発達障害者支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  ｃ　障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設（障害児入所施設）、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設（老人福祉施設）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設（介護老人保健施設）及び同条第二十九項に規定する介護医療院（介護医療院）、同法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  ｄ　障害者の雇用の促進等に関する法律第十九条第一項に規定する障害者職業センター、同法第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者  ｅ　特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者  ｆ　健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者（社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当する者、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了す | |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | | | | 根拠法令 |
|  | る等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者と認められる者、(四)に掲げる資格を有する者並びにａからｅまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が一年以上の者に限る。）  (二)　次のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にあるａ、ｃ若しくはｄに規定する施設、ｂに規定する事業を行う場所又はｅに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第四十三条第一項各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（社会福祉主事任用資格者等）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行った期間、その者及びその介護者に対して介護に関する指導又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（訓練等）を行った期間並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導その他職業訓練又は職業教育に係る業務（直接支援の業務）に従事した期間  ａ　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者  ｂ　障害福祉サービス事業、児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業、老人福祉法第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者  ｃ　健康保険法第六十三条第三項に規定する病院若しくは診療所又は薬局、同法第八十九条第一項に規定する訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者  ｄ　障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条第一項に規定する子会社、同法第四十九条第一項第六号に規定する助成金の支給を受けた事業所その他これらに準ずる施設の従業者  ｅ　特別支援学校その他これに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者  (三)　(二)のａからｅまでに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でないものが、直接支援の業務に従事した期間  (四)　医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間  (２)　次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であって、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する知識及び技術の維持及び向上を目的としてサービス管理責任者、管理者若しくは相談支援専門員として現に従事している(二)に定める実践研修修了者又はサービス管理責任者更新研修受講開始日前五年間においてこれらの業務に通算して二年以上従事していた(二)に定める実践研修修了者（サービス管理責任者、管理者又は相談支援専門員として現に従事して | | | | |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | | 根拠法令 | | |
|  | いる(二)に定める実践研修修了者を除く。）に対して行われる研修であって、別表第四に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（更新研修修了者）であること。ただし、(二)に定めるサービス管理責任者実践研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、次の(一)及び(二)に掲げる要件に該当する者であって、更新研修修了者でないものを更新研修修了者とみなす。  (一)　サービス管理責任者基礎研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する基礎的な知識及び技術を習得させることを目的として実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が二年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修であって、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、ａ又はｂのいずれかの要件を満たすもの（基礎研修修了者）であること。  ａ　指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生　労働大臣が定めるもの及び指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものに定める相談支援従事者初任者研修のうち別表第二に定める内容を行うもの又は指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものを廃止する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十二号）による廃止前の指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（旧相談支援事業従事者基準）に定める相談支援従事者初任者研修のうち指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の一部を改正する件（平成二十四年厚生労働省告示第二百十号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等の別表第二に定める内容を行うものを修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者）であること。  ｂ　平成十八年十月一日前に厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市の市長が行った相談支援の業務に関する研修を修了し、かつ、平成二十四年四月一日前に当該科目の講義を修了し、当該研修及び講義を修了した旨の証明書の交付を受けた者（同日前に当該研修の受講を開始し同日以降に修了した者を含む。）であること。  (二)　次のａ又はｂのいずれかの要件を満たしている者であって、サービス管理責任者実践研修（指定障害福祉サービス等の質の確保に関する実践的な知識及び技術を習得させることを目的として行われる研修であって、別表第三に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「実践研修修了者」という。）であること。  ａ　基礎研修修了者となった日以後、サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者であること。  ｂ　平成三十一年四月一日において指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置の一部を改正する告示（平成三十一年厚生労働省告示第百九号）による改正前の指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（以下「旧告示」という。）第一号イの（１）から（５）までのいずれかの規定に該当する者であって、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったものであること（サービス管理責任者実践研修受講開始日前五年間に通算して二年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者に限る。）。  ロ　平成三十一年三月三十一日において旧告示第一号イの（１）の(二)、（２）の(二)、（３）の(二)、（４）の(二)又は（５）の規定を満たす者（旧サ | | | | |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 | | | |
|  | ービス管理責任者研修修了者）については、平成三十六年三月三十一日までの間はサービス管理責任者として現に従事しているものとみなす。この場合において、当該旧サービス管理責任者研修修了者がサービス管理責任者となるには、同日前に更新研修修了者となり、以後、更新研修修了者となった日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、サービス管理責任者更新研修を改めて修了することを要する。  ハ　実務経験者が平成三十一年四月一日以後平成三十四年三月三十一日までに基礎研修修了者となった場合においては、イの(２)の(二)の規定にかかわらず、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者とみなす。この場合において、当該実務経験者がサービス管理責任者となるには、基礎研修修了者となった日から三年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要する。  ニ　イの（２）の柱書きに定める期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又はロに定める期日までに更新研修修了者とならなかった旧サービス管理責任者研修修了者は、イの(２）の規定にかかわらず、サービス管理責任者実践研修を改めて修了し、当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた日に実践研修修了者となったものとする。  ホ　サービス管理責任者（サービス管理責任者のうち一人以上が常勤でなければならない場合にあっては、常勤のサービス管理責任者）が配置されている指定障害福祉サービスを行う事業所又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等（指定障害福祉サービス事業所等）においては、指定障害福祉サービス基準第五十八条第二項から第四項まで、指定障害者支援施設基準第二十三条第二項から第四項まで、障害福祉サービス基準第十七条第二項から第四項まで及び障害者支援施設基準第十八条第二項から第四項までに規定する業務を基礎研修修了者に行わせることができ、当該サービス管理責任者に加えて当該基礎研修修了者を置くことにより当該指定障害福祉サービス事業所等に置くべきサービス管理責任者の数に達することとみなすことにより、指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第四号及び第二百十五条第二項、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号イの（３）、第五条第二項及び附則第四条第二項、障害福祉サービス基準第十二条第一項第五号及び第九十条第二項並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第二号イの（３）、第十二条第二項及び附則第四条第二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  ヘ　やむを得ない事由によりサービス管理責任者が欠けた指定障害福祉サービス事業所等にあっては、当該事由の発生した日から起算して一年間は、当該指定障害福祉サービス事業所等において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であって、実務経験者であるものについては、イの（２）に定める要件を満たしているものとみなす。  ト　平成十八年十月一日において現に存する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令第百七条指定共同生活援助事業所が、同日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条に規定する指定共同生活援助、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれ七条に規定する指定共同生活援助、同令第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は同令第二百十三条の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る同令第二百八条第一項、第二百十三条の四第一項又は第二百十三条の十四第一項に規定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であって、実務経験者を確保することができないものについては、 | | | | |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | | | 根拠法令 | |
|  | イの規定にかかわらず、イの（１）の(一)から(三)までの期間が通算して三年以上である者であって、イの（２）に定める要件を満たすもの*をサービス管理責任者として置くことができる。* | | | | |
| ◎　サービス管理責任者は，利用者に対する効果的かつ  適切な指定生活介護を行う観点から，適切な方法により  、利用者の解決すべき課題を把握した上で，生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等を行う者であり，指定生活介護事業所ごとに，利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。  ◎　指定生活介護事業所の従業者は，原則として専従で　　 なければならず職種間の兼務は認められるものではな　　 い。  　サービス管理責任者についても，生活介護計画の作成及び提供した指定生活介護の客観的な評価等の重要な役割を担う者であるので，これらの業務の客観性を担保する観点から，原則として，サービス管理責任者と直接サービス提供職員とは異なる者でなければならない。  ただし，利用者に対するサービス提供に支障がない場合は，サービス管理責任者が指定生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。この場合においては，原則として，兼務を行う他の職務に係る常勤換算上，当該サービス管理責任者の勤務時間を算入することはできないものであるが，当該指定当該指定生活介護事業所の利用定員が20人未満である場合には，当該他の職務に係る勤務時間を算入することが可能であることに留意されたい。  また，１人のサービス管理責任者は，最大利用者60人までの生活介護計画の作成等の業務を行うことができることとしていることから，この範囲で，指定生活介護事業所のサービス管理責任者が，指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において，専従かつ常勤のサービス管理責任者１人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。  　　（例）利用者の数が20人の指定生活介護事業所における　　　 サービス管理責任者が，利用者の数が10人の指定共 同生活介護事業所におけるサービス管理責任者と兼 務する場合  　利用者の数は，前年度の平均値となっているか。ただし，新規に指定を受ける場合は，適切な推定数により算定されているか。  　◎　従業員の員数を算定する場合の利用者の数の算定方　　法における，「前年度の平均値」は，当該年度の前年度　　（毎年４月１日に始まり翌年３月３１日をもって終わる　　年度）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする　　（小数点第２位以下切り上げ）。  　指定生活介護事業所の従業者は，専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者となっているか（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。 | | | | 平18障発  第1206001  第五の1(4)準用  (第四の１(4))  平18障発  第1206001  第五の1(4)  平18厚令171  第78条第2項  平18障発  第1206001  第二の２(5)①  平18厚令171  第78条第5項 |
|  | | | | | |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | | | | 根拠法令 |
| (6) 管理者  (7) 従たる事業所を　設置する場合の特　例 | 指定生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。  （ただし，指定生活介護事業の管理上支障がない場合は，当該指定生活介護事業所の他の職務に従事させ，又は当該指定生活介護事業所以外の事業所，施設等の職務に従事させることができる。）  　◎　指定生活介護事業所の管理者は，原則として，専ら当　　該指定生活介護事業所の管理業務に従事するものであ　　る。ただし，以下の場合であって，当該指定療養介護事　　業所の管理業務に支障がないときは，他の職務を兼ねる　　ことができるものとする。  　　ア　当該指定生活介護事業所のサービス管理責任者又　　　 は従業者としての職務に従事する場合  　　イ　当該指定生活介護事業所以外の他の指定障害福祉　　　 サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者　　　 又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職　　　 務に従事する場合であって，特に当該指定生活介護事　　　 業所の管理業務に支障がないと認められる場合  　指定生活介護事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合，主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス提供責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は，常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。  <経過措置>  　指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定知的障害者授産施設が指定生活介護事業を行う場合において，平成18年厚生労働省令第171号（指定障害福祉サービス基準）の施行日において現に存する分場（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所，指定自立訓練（機能訓練）事業所，指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定就労継続支援Ｂ型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については，当分の間，(7)の規定は適用しない。  この場合において，当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は，専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | | | | 平18厚令171  第80条準用  (第51条)  平18障発  第1206001  第五の1(6)準用  (第四の1(7)①)  平18厚令171  第79条  平18厚令171  附則第23条 |
| 第３　設備に関する基準  １　設備  (1) 訓練・作業室  (2) 相談室 | ①　訓練・作業室，相談室，洗面所，便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。  　（相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合　　は，兼用することができる。）  ②　これらの設備は，専ら当該指定生活介護事業所の用に供　するものとなっているか。  　（ただし，利用者の支援に支障がない場合はこの限りで　　ない。）  ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。  　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けている | | | | 法第43条第2項  平18厚令171  第81条第1項  平18厚令171  第81条第3項  平18厚令171  第81条第4項  平18厚令171  第81条第2項  第1号イ，ロ  平18厚令171  第81条第2項  第2号 |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | | | | 根拠法令 |
| (3) 洗面所  (4) 便所 | 利用者の特性に応じたものであるか。  　利用者の特性に応じたものであるか。  　◎　指定生活介護事業所とは，指定生活介護を提供するた　　 めの設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の　　 建物につき，一の事業所とするが，利用者の利便のため　　 利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して，事業　　 所の従業者が当該既存施設に出向いて指定生活介護を　　 提供する場合については，これらを事業所の一部（出張　　 所）とみなして設備基準を適用することができる。  　◎　訓練・作業室等，面積や数の定めのない設備について　　 は，利用者の障害の特性や機能訓練又は生産活動の内容　　 等に応じて適切な指定生活介護が提供されるよう適当　　 な広さ又は数の設備を確保しなければならないものと　 　する。  <経過措置>  　　法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運　営することができることとされた指定特定身体障害者授産　施設，精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設，　指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（基本的な設備が完成しているものを含み，指定障害福祉サービス基準施行後に建物の構造を変更したものを除　く。）において，指定生活介護の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については，当分の間，多目的室を設けないことができる。 | | | | 平18厚令171  第81条第2項  第3号  平18厚令171  第81条第2項  第4号  平18障発  第1206001  第五の2(1)(2)  平18厚令171  附則第22条 |
| 第４　運営に関する基準  １　内容及び手続　　きの説明及び同意 | (1) 指定生活介護事業者は，支給決定障害者が指定生活介護　の利用の申込みを行ったときは，当該利用申込者に係る障　害の特性に応じた適切な配慮をしつつ，当該利用申込者に　対し，運営規程の概要，従業者の勤務体制，その他の利用  　申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項　を記した文書を交付して説明を行い，当該指定生活介護の　提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。    ◎　記載事項は次のとおり  　　①　運営規程の概要　　②　従業者の勤務体制  　　③　事故発生時の対応　④　苦情処理の体制  ⑤　提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）　等  ◎　利用者の障害の特性に応じ，適切に配慮されたわかり　　 やすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切　　 丁寧に説明を行い，当該事業所からサービス提供を受　　 けることにつき，当該利用申込者の同意を得ること。  　　　また，利用者及び事業者双方の保護の立場から書面に　　 よって確認することが望ましい。  (2) 指定生活介護事業者は，社会福祉法第77条の規定に基づ  　き書面の交付を行う場合は，利用者の障害の特性に応じた  　適切な配慮をしているか。  ◎① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在　　　 地  　　②　当該事業の経営者が提供する指定生活介護の内容  　　③　当該指定生活介護の提供につき利用者が支払うべ　　　 き額に関する事項 | | | | 法第43条第2項  平18厚令171  第93条準用  （第9条第1項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第三の3(1))  平18厚令171  第93条準用  （第9条第2項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  （第三の3(1)） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ④　指定生活介護の提供開始年月日  　　⑤　指定生活介護に係る苦情を受け付けるための窓口　　　 を記載した書面を交付すること。 |  |
| ２　契約支給量の　　報告等 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護を提供するときは　当該指定生活介護の内容，契約支給量，その他の必要な事　項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記　載しているか。  　◎　指定生活介護の提供に係る契約が成立した時は，利用　　 者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称，当該　　 指定生活介護の内容，当該事業者が当該利用者に提供す　　 る月当たりの指定生活介護の提供量（契約支給量），契　　 約日等の必要な事項を記載すること。  　　なお，当該契約に係る指定生活介護の提供が終了した　　 場合にはその年月日を，月途中で終了した場合には当該　　 月で既に提供した指定生活介護の量を記載すること。  (2) 契約支給量の総量は，当該支給決定障害者の支給量を超　えていないか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第10項第1項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)②  平18厚令171  第93条準用  （第10項第2項） |
|  | (3) 指定生活介護事業者は指定生活介護の利用に係る契約　をしたときは，受給者証記載事項その他の必要な事項を市　町村に対し遅滞なく報告しているか。  ◎　当該利用者が退所する場合には，その理由等を報告し　　なければならない。  (4) 指定生活介護事業者は，受給者証記載事項に変更があっ　た場合に，(1)及び(2)に準じて取り扱っているか。 | 平18厚令171第93条準用（第10項第3項）  平18障発第1206001第五の3(11)②平18厚令171第93条準用  （第10項第4項） |
|  | 指定生活介護事業者は，正当な理由がなく指定生活介護の提供を拒んでいないか。  ◎ サービスの提供を拒むことのできる正当な理由がある場合  ①　当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない　　 場合  　②　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障  　　者から利用申込みがあった場合，その他利用申込者に対  　　し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難な場  　　合  　③　入院治療が必要な場合  指定生活介護事業者は，指定生活介護の利用について市町村又は一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者が行う連絡調整に，できる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第11項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第三の3(3))  平18厚令171  第93条準用  （第12条） |
| ５　サービス提供困　難時の対応 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所の通常の実施地域等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切な指定生活介護を提供することが困難であると認めた場合は，適当な他の指定生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第13条） |
| ６　受給資格の確認 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護の提供を求められた場合は，その者の提示する受給者証によって，支給決定の有無，支給決定の有効期間，支給量等を確かめているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第14条） |
| ７ 介護給付費の支　給の申請に係る援　助 | (1) 指定生活介護事業者は，生活介護に係る支給決定を受　　けていない者から利用の申込みがあった場合は，その者の　意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行わ　れるよう必要な援助を行っているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第15条第1項） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | (2) 指定生活介護事業者は，生活介護に係る支給決定に通常　要すべき標準的な期間を考慮し，支給決定の有効期間の終　了に伴う介護給付費の支給申請について，必要な援助を行　っているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第15条第2項） |
| ８　心身の状況等　　の把握 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護の提供に当たっては利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第16条） |
| ９　指定障害福祉　　サービス事業者等　との連携等 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護を提供するに当た　っては，地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い，市町村，他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保　健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接　な連携に努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は，指定生活介護の提供の終了に際　しては，利用者又はその家族に対して適切な援助を行うと　ともに，保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者　との密接な連携に努めているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第17条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第17条第2項） |
| 10　サービスの提供　の記録 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護を提供した際は，　当該指定生活介護の提供日，内容その他必要な事項を，指　定生活介護の提供の都度記録しているか。  ◎　記録が必要な事項  ア　当該指定生活介護の提供日  　　イ　内容  　　ウ　実績時間数  　　エ　利用者負担額　等  (2) 指定生活介護事業者は，(1)の規定による記録に際して　は，支給決定障害者から指定生活介護を提供したことにつ　いて確認を受けているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第19条第1項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第三の3(9)①)  平18厚令171  第93条準用  （第19条第2項） |
| 11　指定生活介護事　業者が支給決定障　害者に求めること　のできる金銭の支　払の範囲等 | (1) 指定生活介護事業者が指定生活介護を提供する支給決　定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは　当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるもので　あって，当該支給決定障害者に支払を求めることが適当　 であるものに限られているか。    ◎　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことは　　 できない。  　　利用者の直接便益を向上させるものについては，次　　　の要件を満たす場合に利用者等に金銭の支払いを求めることは差し支えない。  ア　指定生活介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。  　イ　利用者等に求める金額，その使途及び金銭の支払を　　　 求める理由について記載した書面を利用者に交付し，　　　 説明を行うとともに，当該利用者の同意を得ているこ　　　 と  (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は，当該金銭の 使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める　理由について書面によって明らかにするとともに，支給決　定障害者に説明を行い，その同意を得ているか。  　（ただし，12の(1)から(3)までに掲げる支払については，　　この限りでない。） | 平18厚令171  第93条準用  （第20条第1項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  （第三の3(10)）  平18厚令171  第93条準用  （第20条第2項） |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 12　利用者負担額　　等の受領 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護を提供した際は，　支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担　額の支払を受けているか。  (2) 指定生活介護事業者は，法定代理受領を行わない指定生　活介護を提供した際は，支給決定障害者から当該指定生活　介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を　受けているか。  (3) 指定生活介護事業者は，(1)及び(2)の支払を受ける額の　ほか，指定生活介護において提供される便宜に要する費用　のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げ　る費用の支払を受けているか。  　①　食事の提供に要する費用  　　(次のイ又はロに定めるところによる）  　　イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  　　ロ　事業所等に通う者等のうち，障害者自立支援法施行　　　令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては，食材料費に相当する額  ②　創作的活動にかかる材料費  　③　日用品費  　④　①から③のほか，指定生活介護において提供される便　　 宜に要する費用のうち，日常生活においても通常必要と　　 なるものに係る費用であって，支給決定障害者に負担さ　　 せることが適当と認められるもの  　◎　介護給付費の対象となっているサービスと明確に区　　 分されない曖昧な名目による費用の支払を受けること　　 は認められない。  　④の具体的な範囲については，「障害福祉サービス等　　 における日常生活に要する費用の取扱いについて」(平18障発第1206002号)による。  (4) 指定生活介護事業者は，(1)から(3)までに掲げる費用の　額の支払を受けた場合は，当該費用に係る領収証を当該費　用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。  (5) 指定生活介護事業者は，(3)の費用に係るサービスの提　供に当たっては，あらかじめ，支給決定障害者に対し，当該サービスの内容および費用について説明を行い，支給決定障害者の同意を得ているか。 | 平18厚令171  第82条第1項  平18厚令171  第82条第2項  平18厚令171  第82条第3項  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  平18厚令171  第82条第4項  平18厚告545  二のイ  平18政令10  第17条第1項  第2～4号  平18厚令171  第120条第4項  平18厚告545  平18厚令171  第82条第4項  平18厚令171  第82条第5項 |
| 13　利用者負担額に係る管理 | 指定生活介護事業者は，支給決定障害者の依頼を受けて当該支給決定障害者が同一の月に当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは，当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定生活介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費 | 平18厚令171  第93条準用  （第22条） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において，当該指定生活介護事業者は，利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに，当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 |  |
| 14　介護給付費の額　に係る通知等 | (1) 指定生活介護事業者は，法定代理受領により市町村から　指定生活介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は支　給決定障害者に対し，当該支給決定障害者に係る介護給付　費の額を通知しているか。  (2) 指定生活介護事業者は，法定代理受領を行わない指定生　活介護に係る費用の支払を受けた場合は，その提供した指　定生活介護の内容，費用の額その他必要と認められる事項　を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第57条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第57条第2項） |
| 15　指定生活介護の　取扱方針 | (1) 指定生活介護事業者は，生活介護計画に基づき，利用者　の心身の状況等に応じて，その者の支援を適切に行うとと　もに，指定生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとなら　ないように配慮しているか。  (2) 指定生活介護事業所の従業者は，指定生活介護の提供に　当たっては，懇切丁寧を旨とし，利用者又はその家族に対　し，支援上必要な事項について，理解しやすいように説明を行っているか。  ◎　支援上必要な事項とは，指定生活介護計画の目標及び内容のほか，行事及び日課等も含むものである。  (3) 指定生活介護事業者は，その提供する指定生活介護の質　の評価を行い，常にその改善を図っているか。  ◎　第三者による外部評価の導入を図るように努め，常にサービスを提供する事業者として質の改善を図らなければならない。 | 平18厚令171  第93条準用  （第57条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第57条第2項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(6)①)  平18厚令171  第93条準用  （第57条第3項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(6)②) |
| 16　生活介護計画の作成等 | (1) 指定生活介護事業所の管理者は，サービス管理責任者に　指定生活介護に係る個別支援計画（生活介護計画）の作成　に関する業務を担当させているか。  (2) サービス管理責任者は生活介護計画の作成に当たっは，　適切な方法により，利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント) | 平18厚令171  第93条準用  (第58条第1項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第2項) |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | を行い，利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  (3) アセスメントに当たっては，利用者に面接して行ってい るか。この場合において，サービス管理責任者は，面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し，理解を得ているか  (4) サービス管理責任者は，アセスメント及び支援内容の検　討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定生活介護の目標及びその達成時期，指定生活介護を提供する上での留意事項等を記載した生活介護計画の原案を作成しているか。  　　この場合において，当該指定生活介護事業所が提供する　指定生活介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉　サービス等との連携も含めて生活介護計画の原案に位置　付けるよう努めているか。    (5) サービス管理責任者は，生活介護計画の作成に係る会議　を開催し，生活介護計画の原案の内容について意見を求め　ているか。  (6) サービス管理責任者は，生活介護計画の原案の内容につ　いて利用者又はその家族に対して説明し，文書により利用　者の同意を得ているか。  (7) サービス管理責任者は，生活介護計画を作成した際には，当該生活介護計画を利用者に交付しているか。  (8) サービス管理責任者は，生活介護計画の作成後，生活介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに，少なくとも6月に1回以上，生活介護計画の見直しを行い，必要に応じて生活介護計画の変更を行っているか。  　◎　(4)から(8)に当たっては，指定特定相談支援事業者等　　 が作成したサービス等利用計画を踏まえること。  (9) サービス管理責任者は，モニタリングに当たっては，利　用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし特段の事情のない限り，次に定めるところにより行っているか。  　①　定期的に利用者に面接すること。  　②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。    (10) 生活介護計画に変更のあった場合，(2)から(7)に準じ　て取り扱っているか。 | 平18厚令171  第93条準用  (第58条第3項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第4項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第5項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第6項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第7項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第8項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第9項)  平18厚令171  第93条準用  (第58条第10項) |
| 17　サービス管理責任者の責務 | サービス管理責任者は，生活介護計画の作成等のほか，次に掲げる業務を行っているか。  　①　利用申込者の利用に際し，その者に係る指定障害福祉　　 サービス事業者等に対する照会等により，その者の心身の状況，当該指定生活介護事業所以外における指定障害　　 福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の心身の状況，その置かれている環境等に照ら　　し，利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに，自立した日常生活を営む | 平18厚令171  第93条準用  (第59条) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ことができると認められる利用者に対し，必要な援助を行うこと。  　③　他の従事者に対する技術的指導及び助言を行うこと。 |  |
| 18　相談及び援助 | 指定生活介護事業者は，常に利用者の心身の状況，その置かれている環境等の的確な把握に努め，利用者又はその家族に対し，その相談に適切に応じるとともに，必要な助言その他の援助を行っているか。 | 平18厚令171  第93条準用  (第60条) |
| 19　介護 | (1) 介護は，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支  援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  　◎　利用者の人格に十分配慮し，生活介護計画によるサー　　 ビスの目標等を念頭において行うことが基本であり利　　 用者の心身の状況に応じて，適切な技術をもって介護を　　 提供し，又は必要な支援を行うものとする。  (2) 指定生活介護事業者は，利用者の心身の状況に応じ，適 切な方法により，排せつの自立について必要な援助を行っ　ているか。  (3) 指定生活介護事業者は，おむつを使用せざるを得ない利　用者のおむつを適切に取り替えているか。  (4) 指定生活介護事業者は，(1)から(3)に定めるほか，利用　者に対し，離床，着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。  (5) 指定生活介護事業者は，常時1人以上の従業者を介護に　従事させているか。    　◎　「常時１人以上の従業者を介護に従事させる」とは，　　 適切な介護を提供できるように介護に従事する生活支 　 援員等の勤務体制を定めておくとともに，２以上の生活 支援員等の勤務体制を組む場合（複数の指定生活介護の　　 単位を設置し，指定生活介護を提供する場合を含む。）　　 は，それぞれの勤務体制において常時１人以上の常勤の　　 生活支援員等の配置を行わなければならないものであ　　 る。 また，指定生活介護の提供に当たっては，提供内　　 容に応じて，職員体制を適切に組むものとする。  (6) 指定生活介護事業者は，その利用者に対して，利用者の　負担により，当該指定生活介護事業所の従業者以外の者に　よる介護を受けさせていないか。 | 平18厚令171  第83条第1項  平18障発  第1206001  第五の3(2)準用  (第四の3(10)）  平18厚令171  第83条第2項  平18厚令171  第83条第3項  平18厚令171  第83条第4項  平18厚令171  第83条第5項  平18障発  第1206001  第五の3(2)  平18厚令171  第83条第6項 |
| 20　生産活動 | (1) 指定生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっ　ては，地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を　考慮するよう努めているか。  　◎　地域の実情，製品及びサービスの需給状況及び業界の　　 動向を常時把握するよう努めるほか，利用者の心身の状　　 況，利用者本人の意向，適性，障害の特性，能力などを　　 考慮し，多種多様な生産活動の場を提供できるように努　　 めなければならない。  (2) 指定生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっ　ては，生産活動に従事する者の作業時間，作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | 平18厚令171  第84条第1項  平18障発  第1206001  第五の3(3)①  平18厚令171  第84条第2項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　利用者の障害の特性，能力などに配慮し，生産活動へ　　 の参加が利用者の過重な負担とならないよう，生産活動　　 への従事時間の工夫，休憩時間の付与，効率的に作業を　　 行うための設備や備品の活用等により，利用者の負担が　　 できる限り軽減されるよう，配慮しなければならない。  (3) 指定生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっ　ては，生産活動の能率の向上が図られるよう，利用者の障　害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。  　◎　生産活動の能率の向上が図られるよう常に作業設備　　 作業工具，作業の工程などの改善に努めなければならな　　 い。  (4) 指定生活介護事業者は，生産活動の機会の提供に当たっ　ては，防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行　うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | 平18障発  第1206001  第五の3(3)②  平18厚令171  第84条第3項  平18障発  第1206001  第五の3(3)③  平18厚令171  第84条第4項 |
| 21　工賃の支払 | 指定生活介護事業者は，生産活動に従事している者に，生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。  　◎　この場合の指定生活介護事業所における会計処理に　　 ついては，「社会福祉法人会計基準の制定について」（平 成23年７月27日雇児発・社援発・老発0727第1号雇用均等・児童家庭局長，社会・援護局長，老健局長連名通知）及び「」就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月２日社援発第1002001号社会・援護局長通知）を参照のこと。 | 平18厚令171  第85条  平18障発  第1206001  第五の3(4) |
| 21-2職場への定着のための支援の実施 | 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。  指定生活介護事業者は、 当該指定生活介護を受けて、企業等に新たに雇用された障害者が円滑に職場に定着できるよう、障害者が就職してから、少なくとも６月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者等と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による適切な相談支援等を行っているか。  なお、就職後６月間経過後は、当該指定生活介護事業所と一体的に就労定着支援事業を実施している場合は、当該就労定着支援事業所による職場への定着のための支援を実施する。また、当該指定生活介護事業所において就労定着支援事業を実施していない場合は、当該指定生活介護事業所以外で実施する就労定着支援事業所又は障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関により、利用者に対する適切な職場への定着のための相談支援等が継続的に行われるよう、当該就労支援機関と必要な調整を行わなければならない。 | 平18厚令171  第85条の2  平18障発  第1206001  第五の3(4)の2 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 22　食事 | (1) 指定生活介護事業者は，あらかじめ，利用者に対し食事　の提供の有無を説明し，提供を行う場合には，その内容及び費用に関して説明を行い，利用者の同意を得ているか。  (2) 指定生活介護事業者は，食事の提供に当たっては，利用　者の心身の状況及び嗜好を考慮し，適切な時間に食事の提　供を行うとともに，利用者の年齢及び障害の特性に応じた　適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため，必要な栄　養管理を行っているか。  (3) 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われてい　るか。  (4) 指定生活介護事業者は，食事の提供を行う場合であって　指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは，献立の内　容，栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導　を受けるよう努めているか。  ◎①　栄養管理等  　　　 食事の提供は，利用者の支援に極めて重要なものであることから，指定生活介護事業所が食事の提供を行う場 合については，提供する手段によらず，年齢や障害の特性に応じて，適切な栄養量及び内容の食事を確保するため，栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか次の点に留意して行うものとする。  　　(ア)　利用者の嗜好，年齢や障害の特性に配慮するとと　　　　 もに，できるだけ変化に富み，栄養のバランスに配　　　　 慮したものであること。  　　(イ)　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。  　　(ウ)　適切な衛生管理が行われていること。  　 ②　外部委託との関係  　　　 食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支　　 えないが，指定生活介護事業者は，受託事業者に対し，　　 利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映され　　 るよう，定期的に調整を行わなければならない。 | 平18厚令171  第86条第1項  平18厚令171  第86条第2項  平18厚令171  第86条第3項  平18厚令171  第86条第4項  平18障発  第1206001  第五の3(5) |
| 23　緊急時等の対応 | 従業者は，現に指定生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は，速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第28条） |
| 24　健康管理 | 指定生活介護事業者は，常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。  ◎　利用者の健康管理は，保健所等との連絡の上，看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし，利用者の健康状　 態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。 | 平18厚令171  第87条  平18障発  第1206001  第五の3(6) |
| 25　支給決定障害者に関する市町村への通知 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  　①　正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示　　 に従わないことにより，障害の状態等を悪化させたと認　　 められるとき。  　②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例　　 介護給付費を受け，又は受けようとしたとき。 | 平18厚令171  第88条 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 26　管理者の責務  27　運営規程 | (1) 指定生活介護事業所の管理者は，当該指定生活介護事業　所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。  (2) 指定生活介護事業所の管理者は，当該指定生活介護事業　所の従業者に指定障害福祉サービス基準第4章の規定を遵　守させるため必要な指揮命令を行っているか。  指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所ごとに，次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  　①　事業の目的及び運営の方針  　②　従業者の職種，員数及び職務の内容  　③　営業日及び営業時間  ④　利用定員  　⑤　指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領　　 する費用の種類及びその額  　⑥　通常の事業の実施地域  　⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  　⑧　緊急時等における対応方法  　⑨　非常災害対策  ⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合に　　 は当該障害の種類  　⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  　⑫　その他運営に関する重要事項  　◎　④の利用定員について，複数の指定生活介護の単位が　　 設置されている場合にあっては，当該指定生活介護の単　　 位ごとに利用定員を定める必要がある。    ◎　⑥の通常の事業の実施地域について，通常の事業の実　　 施地域は客観的にその区域が特定されるものとするこ　　 と。なお，通常の事業の実施地域は，利用申込みに係る　　 調整等の観点からの目安であり，当該地域を越えてサー　　 ビスが行われることを妨げるものではないこと。  　　　また，指定生活介護事業所へは利用者が自ら通うこと  　　を基本としているが，障害の程度等により自ら通所する　　 ことが困難な利用者に対しては，円滑な指定生活介護の　　 利用が図られるよう，指定生活介護事業所が送迎を実施　　 するなどの配慮を行う必要があること。  ◎　⑪の虐待の防止のための措置に関する事項  　　　事業者は，利用者に対する虐待を早期に発見して迅速　　 かつ適切な対応が図られるための必要な措置について，　　 あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具　　 体的には，  　　ア　虐待の防止に関する責任者の選定  　　イ　成年後見制度の利用支援  　　ウ　苦情解決体制の整備  　　エ　従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための　　　 研修の実施（研修方法や研修計画など）  　　等を指すものであること。 | 平18厚令171  第93条準用  （第66条第1項)  平18厚令171  第93条準用  （第66条第2項)  平18厚令171  第89条  平18障発  第1206001  第五の3(8)①  平18障発  第1206001  第五の3(8)②  平18障発  第1206001  第三の3(20)⑤ |
| 28　勤務体制の確保　等 | (1) 指定生活介護事業者は，利用者に対し，適切な指定生活  　介護を提供できるよう，指定生活介護事業所ごとに，従業  　者の勤務体制を定めているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第68条第1項) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　指定生活介護事業所ごとに，原則として月ごとの勤務　　 表を作成し，従業者の日々の勤務時間，常勤・非常勤の　　 別，管理者との兼務関係等を明確にすることを定めるこ　　 と。  (2) 指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所ごとに，当　該指定生活介護事業所の従業者によって指定生活介護を提供しているか。  　（ただし，利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。）  ◎　原則として，当該指定生活介護事業所の従業員によっ　　 て指定生活介護を提供すべきであるが，調理業務，選択　　 等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさ　　 ない業務については，第三者への委託等を行うことを認　　 めるものである。  (3) 指定生活介護事業者は，従業者の資質の向上のために，　その研修の機会を確保しているか。  ◎　研修機関が実施する研修や事業所内の研修への参加　　 の機会を計画的に確保すること。 | 平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(17)①)  平18厚令171  第93条準用  （第68条第2項)  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(17)②)  平18厚令171  第93条準用  （第68条第3項)平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(17)③) |
| 29　定員の遵守 | 指定生活介護事業者は，利用定員を超えて指定生活介護の提供を行っていないか。  　ただし，災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。  　◎　利用者に対する指定生活介護の提供に支障が生ずる　　 ことのないよう，原則として，指定生活介護事業所が定　　 める利用定員（指定生活介護事業所において同時に指定　　 生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上　 　限）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが，次　　 に該当する利用定員を超えた利用者の受入については，　　 適正なサービスの提供が確保されることを前提に，地域　　 の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定生活　　 介護事業所において受け入れる必要がある場合等やむ　　 を得ない事情が存する場合に限り，可能とすることとし　　 たものである。  ア　１日当たりの利用者の数  　（Ⅰ）利用定員50人以下の指定生活介護事業所の場合  　　　　１日当たりの利用者の数（複数の指定生活介護の単　　　 位が設置されている場合にあっては，当該指定生活介　　　 護の単位ごとの利用者の数。（Ⅱ）及びイにおいて同　　　 じ。）が，利用定員（複数の指定生活介護の単位が設　　　 置されている場合にあっては，当該指定生活介護の単　　　 位ごとの利用定員。（Ⅱ）及びイにおいて同じ。）に　　　 150％を乗じて得た数以下となっていること。  （Ⅱ）利用定員51人以上の指定生活介護事業所の場合  　　　　１日当たりの利用者の数が，利用定員から50を差し　　　 引いた数に125％を乗じて得た数に，75を加えて得た　　　 数以下となっていること。  　イ　過去３月間の利用者の数  　　　過去３月間の利用者の延べ数が，利用定員に開所日数　　　を乗じて得た数に125％を乗じて得た数以下となってい　　　ること。  　　　ただし，定員11人以下の場合は，過去３月間の利用者　の延べ数が，定員の数に３を加えて得た数に開所日数を　乗じて得た数以下となっていること。 | 平18厚令171  第93条準用  （第69条）  平18障発  第1206001  第五の3(11)③ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 30　非常災害対策 | (1) 指定生活介護事業者は，消火設備その他の非常災害に際　して必要な設備を設けるとともに，非常災害に関する具体　的計画を立て，非常災害時の関係機関への通報及び連絡体　制を整備し，それらを定期的に従業者に周知しているか。  (2) 指定生活介護事業者は，非常災害に備えるため，定期的  　に避難，救出その他必要な訓練を行っているか。  　◎　非常災害に際して必要な諸設備の整備や具体的計画　　　の策定，関係機関への通報及び連携体制の整備，避難，　　　救出訓練の実施等その対策に万全を期さなければなら　　　ない。  　◎ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」と　　　は，消防法（昭和23年法律第186号）その他法令等に規　　　定された設備を指しており，それらの設備を確実に設置　　　しなければならない。  　◎ 「非常災害に関する具体的計画」とは，消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号）第３条に規定する消防計　画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害，地震等の　災害に対処するための計画をいう。この場合，消防計画　の策定及びこれに基づく消防業務の実施は，消防法第８　条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  ◎ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは，火災　　　等の災害時に，地域の消防機関へ速やかに通報する体制　　　をとるよう職員に周知徹底するとともに，日頃から消防　　　団や地域住民との連携を図り，火災等の際に消火・避難　　　等に協力してもらえるような体制作りを求めることと　　　したものである。 | 平18厚令171  第93条準用  （第70条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第70条第2項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(19)①)  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(19)②)  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(19)③)  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第四の3(19)④) |
| 31　衛生管理等 | (1) 指定生活介護事業者は，利用者の使用する設備及び飲用　に供する水について，衛生的な管理に努め，又は衛生上必　要な措置を講ずるとともに，健康管理等に必要となる機械　器具等の管理を適正に行っているか。  (2) 指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所において感　染症又は食中毒が発生し，又はまん延しないように必要な　措置を講ずるよう努めているか。  　◎　特に，従業者が感染源となることを予防し，また従業　　　者を感染の危険から守るため，手指を洗浄するための設　　　備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を　　　備えるなど対策を講じるべきことを規定したものであ　　　り，このほか，次の点に留意するものとする。  ①　指定生活介護事業者は，感染症又は食中毒の発生及　　　　びまん延を防止するための措置等について，必要に応　　　　じて保健所の助言，指導を求めるとともに，常に密接　　　　な連携を保つこと。  　　②　特にインフルエンザ対策，腸管出血性大腸菌感染症　　　　対策，レジオネラ症対策等については，その発生及び　　　　まん延を防止するための措置について，別途通知等が　　　　発出されているので，これに基づき，適切な措置を講　　　　じること。  　　③　空調設備等により事業所内の適温の確保に努める　　　　こと。 | 平18厚令171  第90条第1項  平18厚令171  第90条第2項  平18障発  第1206001  第五の3(9)準用  (第四の3(19)) |
| 32　協力医療機関 | 指定生活介護事業者は，利用者の病状の急変等に備えるため，あらかじめ，協力医療機関を定めてあるか。  ◎ 事業所から近距離にあることが望ましい。 | 平18厚令171  第91条  平18障発  第1206001  第五の3(10) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 33　掲示 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所の見やすい場所に，運営規程の概要，従業者の勤務の体制，協力医療機関，その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 平18厚令171  第92条 |
| 34　秘密保持等 | (1) 指定生活介護事業所の従業者及び管理者は，正当な理由　がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を　漏らしていないか。  (2) 指定生活介護事業者は，従業者及び管理者であった者が　正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家　族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じてい　るか。  　◎　秘密を保持すべき旨を従業者の雇用時等に取り決　めるなどの措置を講じること。  (3) 指定生活介護事業者は，他の指定生活介護事業者等に対　して，利用者又はその家族に関する情報を提供する際は，　あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を　得ているか。  ◎　この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りうるものである。 | 平18厚令171  第93条準用  （第36条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第36条第2項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第三の3(24)②)  平18厚令171  第93条準用  （第36条第3項）  平18障発  第1206001  第五の3(11)準用  (第三の3(24)③) |
| 35　情報の提供等 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護を利用しようとす　る者が，適切かつ円滑に利用することができるように，当該指定生活介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  (2) 指定生活介護事業者は，当該指定生活介護事業者につい　て広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大な　ものとなっていないか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第37条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第37条第2項） |
| 36　利益供与等の禁　止 | (1) 指定生活介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し，利用者又はその家族に対して当該指定生活介護事業者を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか  (2) 指定生活介護事業者は，一般相談支援事業若しくは特定  相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から，利用者又はその家族を紹介することの対償として，金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第38条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第38条第2項） |
| 37　苦情解決 | (1) 指定生活介護事業者は，その提供した指定生活介護に関　する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対　応するために，苦情を受け付けるための窓口を設置する等　の必要な措置を講じているか。  ◎　当該措置の概要については，利用申込者にサービスの　　内容を説明する文書に記載し，事業所に掲示することが　　望ましい。  (2) 指定生活介護事業者は，(1)の苦情を受け付けた場合　　には，当該苦情の内容等を記録しているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第39条第1項）  平18障発第1206001第五の3(11)準用(第三の3(26)①)  平18厚令171  第93条準用  (第39条第2項) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | (3) 指定生活介護事業者は，その提供した指定生活介護に関し，法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備、若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (4) 指定生活介護事業者は，その提供した指定生活介護に関　し，法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告　若しくは指定生活介護の提供の記録，帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに，都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (5) 指定生活介護事業者は，その提供した指定生活介護に関　し，法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村　長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定生活介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ，及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに，都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  (6) 指定生活介護事業者は，都道府県知事，市町村又は市町　村長から求めがあった場合には，(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事，市町村又は市町村長に報告しているか。  (7) 指定生活介護事業者は，社会福祉法第83条に規定する運　営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第39条第3項）  平18厚令171  第93条準用  （第39条第4項）  平18厚令171  第94条準用  （第39条第5項）  平18厚令171  第93条準用  （第39条第6項）  平18厚令171  第93条準用  （第39条第7項） |
| 38　事故発生時の対応 | (1) 指定生活介護事業者は，利用者に対する指定生活介護 　の提供により事故が発生した場合は，都道府県，市町村，　当該利用者の家族等に連絡を行うとともに，必要な措置　　を講じているか。  　◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めて　　おくことが望ましい。  (2) 指定生活介護事業者は，事故の状況及び事故に際して採　った処置について，記録しているか。  (3) 指定生活介護事業者は，利用者に対する指定生活介護の　提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を　速やかに行っているか。  　◎　速やかに賠償を行うため，損害賠償保険に加入してお　　　くことが望ましい。また，事故が生じた際にはその原因　　　を解明し，再発生を防ぐための対策を講じること。  また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 | 平18厚令171第93条準用（第40条第1項）  平18障発第1206001第五の3(11)準用  (第三の3(27)①)  平18厚令171第93条準用（第40条第2項）  平18厚令171第93条準用（第40条第3項）  平18障発第1206001第五の3(11)準用  (第三の3(27)②③) |
|  | | |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 39　会計の区分 | 指定生活介護事業者は，指定生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに，指定生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | 平18厚令171第93条準用（第41条) |
| 40　身体拘束等の禁　止 | (1) 指定生活介護事業者は，指定生活介護の提供に当たって　は，利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため　緊急やむを得ない場合を除き，身体的拘束その他利用者の　行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  (2) 指定生活介護事業者は，やむを得ず身体拘束等を行う場　合には，その態様及び時間，その際の利用者の心身の状況　並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第73条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第73条第2項） |
| 41　地域との連携等 | 指定生活介護事業者は，その事業の運営に当たっては，地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 平18厚令171  第93条準用  （第74条） |
| 42　記録の整備 | (1) 指定生活介護事業者は，従業者，設備，備品及び会計に　関する諸記録を整備してあるか。  (2) 指定生活介護事業者は，利用者に対する指定生活介護の　提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し，当該指定生　活介護を提供した日から５年間保存しているか。  　①　生活介護計画  ②　サービスの提供の記録  ③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　身体拘束等の記録  　⑤　苦情の内容等の記録  　⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記  　　禄 | 平18厚令171  第93条準用  （第75条第1項）  平18厚令171  第93条準用  （第75条第2項） |
| 第５　多機能型に関する特例  １　利用定員に関　　する特例 | (1) 多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓練）事業所，多機能型自立訓練項（生活訓練）事業所，多機  能型就労移行支援事業所，多機能型就労継続支援Ａ型事所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は，一体的に事業を行う多機能型事　業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援，指定医療型児童発達支援，指定放課後等デイサービスに係るものを含み，指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計数は20人以上としているか。また，当該多機能型事業所の利用定員を，次に掲げる人数としているか。  　①　多機能型生活介護事業所，多機能型自立訓練（機能訓　　　練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労　　　移行支援事業所を除く） 　　　　　　　　６人以上  　②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　 ６人以上  　　　ただし，宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自　　　立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては，宿泊　　　型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練　　　以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が６人以上　　　　　とする。  　③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労　　　継続支援Ｂ型事業所　　　　　　　　　　　10人以上  (2)　主として重度の知的障害及び重度の上肢，下肢又は体  幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が，多機能型児童発達支援事業を一体的に行う場合にあっては，その利用定員を，当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。 | 平18厚令174  第89条第1項  平18厚令174  第89条第2項 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | (3)　多機能型生活介護事業所が，主として重症心身障害児  につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあってはその利用定員を，当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて５人以上とすることができる。  (4) 離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第　540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」の各号のいずれかに該当するもののうち，将来的にも利用者の確保の見込みがないとして京都府知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については，(1)中「20人」とあるのは「10人」とできる。 | 平18厚令174  第89条第3項  平18厚令174  第89条第4項  平18厚告540 |
| ２　従業員の員数　　等に関する特例 | (1) 多機能型事業所は，一体的に事業を行う多機能型事業所　の利用定員数の合計が20人未満である場合は，第2の1の(2)の④にかかわらず，当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち１人以上は，常勤の者となっているか。  (2) 多機能型事業所(多機能型による指定児童発達支援指　定医療型児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを多機能型として一体的に行うものを除く)は，第2の1の(3) にかかわらず，一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして，当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を，次に掲げる当該多機能型事業所  の利用者の数の合計の区分に応じ，それぞれに掲げる数とし，この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち，1人以上は，常勤の者となっているか。  　　①　利用者の数の合計が60以下　　1以上  　　②　利用者の数が61以上  　　　　1に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ※　厚生労働大臣が定めるもの  　　配置されるサービス管理責任者が，  　　・生活介護又は療養介護  　　・自立訓練(生活訓練)，自立訓練(機能訓練)  ・共同生活援助  ・就労移行支援，就労継続支援Ａ型・Ｂ型  　　・就労定着支援、自立生活援助  　　　のうち２以上のものに係るサービス管理責任者の要件　　　に該当する場合において，当該２以上の障害福祉サービ　　　スを提供する多機能型事業所  　◎　多機能型による各指定障害福祉サービス事業所ごと　　　に配置とされる従業者（管理者及びサービス管理責任　　　者を除く。）間での兼務は認められないものであり，　　　当該各指定障害福祉サービスごとに必要な従業者の員　　　数が確保される必要があること。  　　　なお，各指定障害福祉サービス事業所の利用定員の合　　　計数が19人以下の多機能型事業所にあっては，サービス　　　管理責任者とその他の従業者との兼務が可能であるこ　　　と。 | 平18厚令171  第215条第1項  平18厚令174  第90条第1項  平18厚令171  第215条第2項  平18厚令174第90条第2項  平18厚告544ﾆ二  平18障発 第1206001 第十六の1(3) |
| ３　設備の特例 | 多機能型事業所については，サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ，一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | 平18厚令171  第216条  平18厚令174  第91条 |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 第６　変更の届出等 | 指定生活介護事業者は，当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者自立支援法施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき，又は当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。 | 法第46条第1項  施行規則 |
| 第６の２　共生型障害福祉サービスに関する基準  １　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準  ２　共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準  ３　共生型生活介護  　の事業を行う指定  　小規模多機能型居  　宅介護事業者等の  　基準 | 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（共生型生活介護）の事業を行う指定児童発達支援事業者又は指定放課後等デイサービス事業者が当該事業に関して満たすべき次の基準を満たしているか。  一　指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（指定児童発達支援等）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。  二　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者（指定通所介護事業者等）が当該事業に関して満たすべき基準は、次の基準を満たしているか。  一　指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所（指定通所介護事業所等）の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護（指定通所介護等」）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。  二　指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。  三　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  　共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者）（指定小規模多機能型居宅介護事業者等）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。  一　指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所等）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（共生型通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び | 平18厚令171  第93条の2  平18厚令171  第93条の3  平18厚令171  第93条の4 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | 障害児の数の合計数の上限をいう。）を二十九人以下とす  　ること  　・　サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所、  　　サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所  　　又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介  　　護事業所（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護  　　事業所等）にあっては、十八人  二　指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護、指定看護小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定小規模多機能型居宅介護等）のうち通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。  　　・　登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居  　　　宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の  　　　表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能  　　　型居宅介護事業所等にあっては、十二人   |  |  | | --- | --- | | 登録定員 | 利用定員 | | 二十六人又は二十七人 | 十六人 | | 二十八人 | 十七人 | | 二十九人 | 十八人 |   三　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。  四　指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第百七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。  五　共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。  ◎　共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等、指定通所介護事業者等、指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準（基準93条の２、第93条の３及び第93条の４）生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」と いう。）の事業を行う児童福祉法による指定児童発達支援事業者、指定放課後等デイサービス事業者、介護保険法による指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が満たすべき基準は、次のとおりであること。 | 平18障発  第1206001  第五の4(1) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ４　準用 | ①　従業者の員数  指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予  防小規模多機能型居宅介護事業所（指定児童発達支援事業所等）の従業者の員数が、共生型生活介護を受ける利用者（障害者）の数を含めて当該指定児童発達支援事業所等の利用者の数とした場合に、当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。  　　　　なお、共生型生活介護の管理者と指定児童発達支援  　　　等の管理者を兼務することは差し支えないこと。  ②　設備  指定児童発達支援事業所等として満たすべき設備基準を満たしていれば足りるものであること。ただし、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所の場合は、必要な設備等について障害者が使用するものに適したものとするよう配慮すること。  なお、当該設備については、共生型サービスは障害者、障害児及び要介護者に同じ場所で同時に提供することを想定していることから、障害者、障害児又は要介護者がそれぞれ利用する設備を区切る壁、家具、カーテンやパーティション等の仕切りは、不要であること。  ③　指定生活介護事業所その他の関係施設から、指定児童発達支援事業所等が障害者の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。  　基準省令第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二条、第二十三条、第二十八条、第三十六条から第四十一条まで、第五十一条、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十三条から第七十五条まで、第七十七条、第七十九条及び前節（第九十三条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。  ①　基準第93条の５の規定により、基準第９条から第17条まで、第19条、第20条、第22条、第23条、第28条、第36条から第41条まで、第51条、第57条から第60条まで、第66条、第68条から第70条まで、第73条から第75条まで、第77条、第79条及び前節（第93条を除く。）の規定は、共生型生活介護の事業について準用されるものであるため、第３の３の(１)から(７)まで、(９)、(10)、(12)、(13)、(17)、(24)から(28)まで、第４の２、第４の３の(６)から(９)まで、(15)、(17)から(19)まで、(21)から(23)まで、第５の３（(11)を除く）を参照されたいこと。  ②　①により準用される第10条については、第五の３の（11）の②のとおり取り扱うものとする。  ③　①により準用される基準58条で定める生活介護計画について、指定児童発達支援事業所等にサービス管理責 任者が配置されていない場合については、生活介護計画に相当する計画を作成するように努めること。  その際、障害児支援や高齢者介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、障害児支援や高齢者介護 | 平18厚令171  第93条の5  平18障発  第1206001  第五の4(2)①  平18障発  第1206001  第五の4(2)②  平18障発  第1206001  第五の4(2)③ |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ５　その他の共生型サービスについて  ６　その他の留意事項 | の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に児童発達支援管理責任者又は介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましい。  ④　①により準用される基準第67条第３号及び第69条については、第五の３の（11）の③のとおり取り扱うものとする。  この場合において、共生型生活介護の利用定員は、共生型生活介護の指定を受ける指定児童発達支援事業所等において同時にサービス提供を受けることができる利用者の数の上限とする。なお、当該利用定員の範囲内であれば、サービスごとの利用者の数に変動があっても差し支えないこと。  (例) 定員20人の場合、利用日によって、共生型生活介護の利用者が10人、指定通所介護等の利用者が10人であっても、共生型生活介護の利用者が５人、指定通所介護等の利用者が15人であっても、差し支えない。  高齢者と障害者・障害児に一体的にサービス提供するものであって、  ・ デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、障害福祉制度と介護保険制度の両方の基準を満たして両方の指定を受けているもの  ・ 法令上「共生型サービス」の対象とされているデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ以外のサービス（例えば、障害福 祉制度の共同生活援助と介護保険制度の認知症対応型共同生活介護）について、障害福祉制度と介護保険制度の両方の指定を受けているもの  ・ 介護保険制度の基準を満たして指定を受け、かつ、障害福祉制度の基準該当サービスを活用して一体的にサービス提供しているものについても「共生型サービス」であり、地域共生社会の実現に向け、これらの推進も図られることが望ましいこと。  多様な利用者に対して、一体的にサービスを提供する取組は、共に活動することで、リハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、共生型サービスは、要介護者、障害者及び障害児に同じ場所で同時に提供することを想定している。  このため、同じ場所において、サービスを時間によって障害者、障害児に分けて提供する場合（例えば、午前中に障害者に対して生活介護、午後に要介護者に対して通所介護を提供する場合）は、各サービスの提供時間において、各制度の共生型の特例による基準によらず、各サービスの基準を満たしてサービス提供すること。 | 平18障発  第1206001  第五の4(2)④  平18障発  第1206001  第五の4(3)  平18障発  第1206001  第五の4(4) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 第７ 介護給付費の　 算定及び取扱い  １　基本事項 | (1) 指定生活介護に要する費用の額は，平成18年厚生労働  省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第６により算定する単位数に平成18年厚生労働省告示第539号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。  （ただし，その額が現に当該指定生活介護に要した費用の　額を超えるときは，当該現に指定生活介護事業に要した費　用の額となっているか。）  　※　1単位の単価は，10円に事業所が所在する地域区分及　　　びサービス種類に応じて定められた割合(別表1)を乗じ　　　て得た額とする。  (2) (1)の規定により，指定生活介護に要する費用の額を算　定した場合において，その額に1円未満の端数があるとき　は，その端数金額は切り捨てて算定しているか。  (3) ◎障害福祉サービス種類相互の算定関係について  　　介護給付費等については，同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。  　　　また，日中活動サービスの報酬については，１日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから，日中　活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自立訓練を算定した場合を除く。）には，同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。  (4) ◎日中活動サービスのサービス提供時間  　 　日中活動サービスの報酬の算定に当たって，当該日中活動サービスに係るサービス提供時間の下限が設定されているものではないが，日中活動サービスは，個々の利用者について，適切なアセスメントを行うことを通じて，当該利用者ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから，当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保　される必要があること。  　　 また指定障害福祉サービス事業所等においては，標準的なサービス提供時間をあらかじめ運営規程において定めておく必要があるとともに，サービスの提供開始に当たって利用者に対し，事前に十分説明を行う必要があること  (5) ◎加算の算定要件等を満たすべき数を算定する際の利　用者数について  　①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若し　　 くは減算の算定要件を算定する際の利用者数は，当該年　　 度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもっ　　 て終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（た　　 だし，新規開設又は再開の場合は推定数による）。この　　 場合，利用者数の平均は，前年度の全利用者の延べ数を　　 当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均　　 利用者数の算定に当たっては，小数点第２位以下を切り  　　上げるものとする。  ②　新設，増改築等の場合の利用者数について  　　(一) 新設又は増改築等を行った場合に関して，前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は，新設又は増改築等の時点から６月未満の間は，便宜上，定員の90％を利用者数とし，新設又は増改築の時点から６月以上１年未満の 間は，直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とし，新設又は | 法第29条第3項  平18厚告523の一  法第29条第3項  平18厚告539  平18厚告523  の二  平18障発  第1031001  第二の1(2)  平18障発  第1031001  第二の1(3)  平18障発  第1031001  第二の1(5) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ２　生活介護サービ　ス費  (1) 生活介護サービ　ス費を算定する対　象者  <通常の利用者>  　<別に定める者> | 増改築の時点から１年以上経過している場合は，直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  　　(二) 定員を減少する場合には，減少後の実績が３月以上 　　あるときは，減少後の延べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。  　 (三) なお，これにより難い合理的な理由がある場合であって，都道府県知事が認めた場合には，他の適切な方法により利用者数を推定することができるものとする。  　生活介護サービス費については，次の①から③に掲げるいずれかに該当する利用者に対して，指定生活介護を行った場合に，利用定員(多機能型事業所である指定生活介護事業所にあっては，一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数)及び障害程度区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  ①　指定施設入所支援等を受ける者(施設入所者)のうち、区　　分4〔50歳以上の者にあっては、区分3(施設入所支援を併　　せて受ける者にあっては区分4)〕以上に該当するもの  ②　施設入所者以外の者のうち、区分3〔50歳以上の者にあ　　っては、区分2(施設入所支援を併せて受ける者にあっては　　区分3)〕以上に該当するもの  ③　別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者であっ　て、区分3(50歳以上の者にあっては、区分2)以下に該当す　るもの又は区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ④　別に厚生労働大臣が定める者のうち、施設入所者以外の　者であって、区分2(50歳以上の者にあっては、区分1)以下　に該当するもの又は区分1から区分6までのいずれにも該　当しないもの  ⑤　別に厚生労働大臣が定める者であって、区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの  ◎　厚生労働大臣が定める者(平成18年厚生労働省告示第　　　556号)第二号から第五号までのいずれかに該当する者)　　　であって、①及び②以外の者  ※　別に厚生労働大臣が定める者（次のア又はイに該当す　 る者）  　　ア　特定旧法指定施設（法附則第21条第１項に規定する　　　特定旧法指定施設をいう。）に入所した者のうち，当　　　該特定旧法指定施設に継続して一以上の他の指定障害者支援施設(法第29条第１項に規定する指定障害者支援施設をいう。)若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所している者若しくは当該特定旧法指定施設から継続して一以上の他の指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）を利用している者又は当該特定旧法指定施設，当該指定障害者支援施設等若しくは当該指定生活介護事業所を退所した後に指定障害者支援施設等に再度入所する者若しくは指定生活介護事業所を再度利用する者 | 平18厚告523  別表第6の1  の注1  平18厚告523  別表第6の1  の注1(1)  平18厚告523  別表第6の1  の注1(2)  平18厚告523  別表第6の1  の注1(3)  平18厚告523  別表第6の1  の注1(4)  平18厚告523  別表第6の1  の注1(5)  平18厚告556  二  イロ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| (2)　経過的生活介　 護サービス費を　 算定する対象者 | イ　療養介護の第６の２(2)に規定する旧児童福祉施設  　　　等入所者  　　ウ　地域における障害福祉サービスの提供体制の状況　　　　その他やむを得ない事情により，通所によって介護等　　　　 を受けることが困難な者  ◎　定員規模別単価の取扱いについて  　　　生活介護については，運営規程に定める利用定員の規 模に応じた報酬を算定する。  　　　ただし，共生型障害福祉サービス事業所については、共生型障害福祉サービスの利用定員、指定障害福祉サービス等の利用定員及び介護保険サービスの利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとする。  また、多機能型事業所又は複数の昼間実施サービス （指定障害者支援施設基準第２条第16号に規定する「昼 間実施サービス」をいう。以下同じ。）を実施する指定 障害者支援施設等（以下「多機能型事業所等」という。） については，当該多機能型事業所等として実施する複数　　　の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用定員の　　　合計数を利用定員とした場合の報酬を算定するものとす　　　る。  　　　なお，多機能型事業所等のうち，多機能型による指定　　　児童発達支援事業所，指定医療型児童発達支援事業所及  　　び放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型指定児  　　童発達支援事業所等」という。）の事業を行うもので　　あって，従業者の員数等に関する特例によらない多機能　　　型事業所においては，当該多機能型事業所について多機　　　能型指定児童発達支援事業所等係る利用定員と当該多　　　機能型指定児童発達支援事業に係る利用定員を除く多　　　機能型事業所のそれぞれの規模に応じて報酬を算定す　　　るものとする。  共生型生活介護サービス費(Ⅰ) については、指定児童発達支援事業所等又は指定通所介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  共生型生活介護サービス費(Ⅱ)については、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において、共生型生活介護を行った場合に、１日につき所定単位数を算定しているか。  　経過的生活介護サービス費については，別に厚生労働大臣が定める者に対して，別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定障害者支援施設において，大規模事業所に係る減算対象の指定生活介護を行った場合に，利用定員(多機能型事業所である指定生活介護事業所にあっては，一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数)及び障害程度区分に応じ，１日につき所定単位数を算定しているか。  　※　別に厚生労働大臣が定める者  　　　平成24年３月31日において，現に存していた旧児童福祉法の指定知的障害児施設等に入所した者のうち　　施設に継続して入所している者 | 平18障発  第1031001  第二の1(6)  平18厚告523  別表第6の1  の注1の2  平18厚告523  別表第6の1  の注1の3  平18厚告523  別表第6の1  の注4  平18厚告556  の五 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| (3) 減算が行われる　場合  　① 定員超過及び  　 人員欠如    　　定員超過減算 | ※　別に厚生労働大臣が定める施設基準  　　　福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の  　　指定を受け，かつ，施設障害福祉サービスと指定入所支  　　援とを同一の施設において一体的に実施している障害  　　者支援施設であること  　生活介護サービス費の算定に当たって，次の①又は②のいずれかに該当する場合に，それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。  (1) 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告　示第550号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及  　び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の  　二のイ又はロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の70  　　（当該所定単位数は，各種加算がなされる前の単位数とし，各種加算を含めた単位数の合計数の100分の70となるものではないことに留意すること。）  指定生活介護、共生型生活介護の利用者の数が次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合  　(一)　過去三月間の利用者の数の平均値が，次の①又は②　　　のいずれかに該当する場合  　　①　利用定員が11人以下の指定生活介護事業所  　　　　指定障害福祉サービス基準第89条（基準第93条の５において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員の数に３を加えて得た数を超える場合  　　②　利用定員が12人以上の指定生活介護事業所  　　　　利用定員の数に100分の125を乗じて得た数を超え　　　る場合  (二)　一日の利用者が次の①又は②のいずれかに該当す　　　　る場合  　　①　利用定員が50人以下の指定生活介護事業所  　　　　利用定員の数に100分の150を乗じて得た数を超え　　　　る場合  　　②　利用定員が51人以上の指定生活介護事業所  　　　　利用定員の数に，当該利用定員の数から50を控除し  　　　た数に100分の25を乗じて得た数に25を加えた数を加えて得た数を超える場合  　◎　定員超過減算に該当する場合の所定単位数の算定に　　　ついて  　算定される単位数は所定単位数の100分の70とする。  (例2) 利用定員40人，１月の開所日数が22日の多機能型事  業所（生活介護の利用定員20人，自立訓練（生活訓練の利用定員10人，就労継続支援Ｂ型の利用定員10人）の場合の過去３月間の利用実績による定員超過利用減算 | 平18厚告551  の二　イ  平18厚令172  第四条の二  平18厚告523  別表第6の1  の注5  平18厚告523  別表第6の1  の注5(1)  平18障発  第1031001  第二の1(7)②  平18厚告550  の二　イ  平18障発  第1031001号  第二の１(7) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ・生活介護→ 20人×22日×３月＝1,320人  　　　　　 　　　　1,320人×125％＝1,650人  　　　　　(利用定員を超える受入可能人数 →1,650人－1,320人＝330人)  ・ 自立訓練(生活訓練)→10人×22日×３月＝660人  　　　　　 　　　　　　　　　660人×125％＝825人  　　　　　(利用定員を超える受入可能人数 → 825人－660人＝165人)  ・就労継続支援Ｂ型 → 10人×22日×３月＝660人  　　　　　 　　　　　　　　　660人×125％＝825人  　　　　　(利用定員を超える受入可能人数→　825人－660人＝165人)  サービスごとに次の人数を超える場合に減算となる。  　　　・生活介護 → 1,650人  　　　・自立訓練（生活訓練） → 825人  　　　・就労継続支援Ｂ型 → 825人  　◎　利用者数の算定に当たっての留意事項  　　　　利用者の数の算定に当たっては，次の(一)から(三)までに該当する利用者を除くことができるものとする。  　　　　また，計算の過程において，小数点以下の端数が生  じる場合については，小数点以下を切り上げるものとする。  　(一)　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第１項，知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）  16条第１項第２号又は児童福祉法（昭和22年法律第164  号）第21条の６の規定により市町村が行った措置に係る  利用者を受け入れる場合  　(二)　「地域生活への移行が困難になった障害者及び離職した障害者の入所施設等への受入について」（平成18年４月３日付け障障発第0403004号）により定員の枠外として取り扱われる入所者  　(三) 災害等やむを得ない理由により定員の枠外として取  り扱われる入所者  　◎　京都府知事は，減算の対象となる定員超過利用が行  われている指定障害福祉サービス事業所等に対してはその解消を行うよう指導する当該指導に従わず，当該定員超過利用が継続する場合には，特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。  なお，指定障害福祉サービス事業所等は，減算の対  象とはならない定員超過利用を行う場合であっても，利用者処遇等について十分配慮すること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 人員欠如減算 | ロ　指定生活介護（共生型生活介護、障害者支援施設を除く）の従業員の員数が，指定生活介護事業所等に置くべき看護職員，理学療法士若しくは作業療法士，生活相談員又はサービス管理責任者の員数を満たしていない場合    ◎　人員欠如減算に該当する場合の所定単位数の算定に　　ついて  　算定される単位数は所定単位数の100分の70とする。（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、100分の50）  　　 なお，当該所定単位数は，各種加算がなされる前の単 位数とし，各種加算を含めた単位数の合計数の100分の  70となるものではないことに留意すること。  　◎　指定障害福祉サービス事業所等における従業者の員  数が，指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援  施設基準の規定により配置すべき員数を下回っているいわゆる人員欠如については，報酬告示及び第550号告示の規定に基づき，介護給付費等を減額することとしているところであるが，これは，適正なサービスの提供を確保するための規定であり指定障害福祉サービス事業所等は，人員欠如の未然防止を図るよう努めるものとする。  　◎　人員欠如減算の具体的取扱い  　　(一) 指定基準の規定により配置すべき生活支援員，看  護職員，理学療法士，作業療法士については人員基準上必要とされる員数から１割を超えて減少した場合にはその翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員（複数のサービス提供単位が設置されている場合にあっては，人員欠如に該当するサービス提供単位の利用者の全員。(二)，(三)及び(四)において同じ。）について減算される。  　　　　また，人員基準上必要とされる員数から１割の範囲内で減少した場合には，その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。  　　(二) サービス管理責任者の人員欠如については，その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される(ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)。  　　(三) 常勤又は専従など，従業者の員数以外の要件を満た  していない場合には，その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで，利用者の全員について減算される（ただし，翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。 | 平18厚告550  の二　ロ  平18障発  第1031001号  第二の１(8) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ② 個別支援計画　 が未作成の場合 | (四) 多機能型事業所等であって，複数の障害福祉サー  ビス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき，配置すべきサービス管理責任者の員数等を満たしていない場合には，当該複数の障害福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について減算される。  　◎　人員基準については，指定障害福祉サービス基準に  規定する人員基準を満たさない場合にはじめて人員欠如となるものであり，指定障害福祉サービス基準に規定する人員基準に対応する所定単位数を基にして減算を行うものであること。    ◎　京都府知事は，著しい人員欠如が継続する場合には，従業者の増員，利用定員等の見直し，事業の休止等を指導する。当該指導に従わない場合には，特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。  ◎　共生型障害福祉サービスについては、人員欠如による減算は行わない。  指定生活介護等の提供に当たって，生活介護計画が作成 されていない場合  　①　減算が適用される月から３月未満の月については、所定単位数の100分の70とする。  ②　減算が適用される月から連続して３月以上の月については、所定単位数の100分の50とする。  ※ ①及び②当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数について減算するものではないことに留意すること。  　◎　個別支援計画の作成に係る業務が適切に行われてい　　 ない場合の所定単位数の算定について  　　　所定単位数の100分の95とする。なお，当該所定単位　　 数は，各種加算がなされる前の単位数とし，各種加算を　　 含めた単位数の合計数の100分の95となるものではない　　 ことに留意すること。  ◎　個別支援計画未作成減算については，指定障害福祉サ　　 ービス基準に基づき，個別支援計画の作成が適切に行わ　　 れていない場合に，報酬告示の規定に基づき，介護給付費等を減額することとしているところであるがこれは　　 個別支援計画に基づく適正なサービスの提供を確保す　　 るためのものであり，指定障害福祉サービス事業者等は，指定障害福祉サービス基準の個別支援計画に係る規定　　 を遵守しなければならないものとする。 | 平18障発  第1031001号  第二の1(10)①  平18障発  第1031001号  第二の1(10)③ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ②の２　利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算  ③　開所時間に係る　減算 | ◎　個別支援計画未作成等減算の具体的取扱い  　　　具体的には，次のいずれかに該当する月から当該状態　　 が解消されるに至った月の前月まで，次のいずれかに該　　 当する利用者につき減算するものであること。  　　（一） サービス管理責任者による指揮の下，個別支援  　　 　　計画が作成されていないこと。  　 （二） 指定障害福祉サービス基準に規定する個別支援  　　　 　計画の作成に係る一連の業務が適切に行われてい  　　　　 ないこと。  ◎　京都府知事は，当該規定を遵守するよう指導すること。当該指導に従わない場合には，特別な事情がある場合を除き，指定の取消しを検討するものとする。  ◎　前３月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間（前３月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。）が５時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合100分の70  ◎　利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の所定単位数の算定について  利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合の減算については、以下のとおり取り扱うこととする。  ア　ここでいう「利用時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。  イ　送迎に長時間を要する利用者については、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定から除く。なお、利用時間が５時間未満の利用者の割合の算定に当たっては、やむを得ない事情により５時間未満の利用となった利用者を除く。  ウ　算定される単位数は、所定単位数の100分の70とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が  四時間以上六時間未満で場合　１００分の５０  営業時間が四時間未満である場合　１００分の７０  を乗じて得た数を算定しているか。 | 平18障発  第1031001号  第二の1(10)④  平18障発  第1031001号  第二の1(10)⑤  平18厚告523  別表第6の1  の注5(3)  *平18障発*  *第1031001号*  *第二の2(6)②*  *(四)*  平18厚告523  別表第6の1  の注6  平18厚告550二  ハ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ③の２　②の２、３の双方の減算事由に該当する場合の取扱いについて  ④　大規模事業所に　係る減算  ⑤　医師が配置されていない場合の減算について  ⑤の２　身体拘束等にかかる記録が未作成の場合の減算について | ●　なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  ◎　ここでいう「営業時間」には送迎する時間が含まれて　いない。  個々の利用者の実利用時間は問わないものであり、例え  ば、６時間以上開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が６時間未満となった場合は、減算の対象とならないこと。また、５時間開所しているが、利用者の事情等によりサービス提供時間が４時間未満となった場合は、４時間以上６時間未満の場合の割合を乗ずること。  「営業時間が６時間未満に該当する場合」及び「利用時間が５時間未満の利用者等の割合が、事業所の利用者全体の100分の50以上に該当する場合」の双方の減算事由に該当する場合の報酬の算定については、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する。減算となる単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由のみに着目して、減算を行うこと。  てといるか。  　一体的な運営が行われている定員81人以上の指定生活事業所において指定生活介護等を行った場合，所定単位数に 1,000分の991を乗じて得た数を算定する。  医師が配置されてない場合は、1日につき12単位を減算してとしているか。  　指定生活介護事業所において看護師等による利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じて医療機関への通院等により対応することが可能な場合に限り、医師を配置しない取扱いとすることができることとし、その場合にあっては所定単位数を減算するものであること。  身体拘束等にかかる記録が未作成の場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算する。  ◎　当該減算については、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所 | 平  平18障発  第1031001号  第二の2(6)②  (三)  平18障発  第1031001号  第二の2(6)②  (五)  *平18厚告523別表第6の1の注7*  *平18障発第1031001号第二の2(6)②(六)*  平18厚告523  別表第6の1  の注7  18障発第1031001号  第二の2(6)②  (四)  平18厚告523  別表第6の1  の注8の2  平18障発  第1031001号  第二の１(12) |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ⑤の３　共生型生活介護サービス費 | 者全員について所定単位数から減算することとする。なお、これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。  ◎　都道府県知事は、当該記録の未作成が継続する場合には、記録の作成を行うよう指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。  共生型生活介護サービス費については、次の⑴及び⑵のいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について、１日につき58単位を加算する。  ⑴ サービス管理責任者を１名以上配置していること。  ⑵ 地域に貢献する活動を行っていること。  　◎　共生型生活介護事業所にサービス管理責任者が配置されている等の場合の所定単位数の算定について  サービス管理責任者を１名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合に算定できることとする。  なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注8の3  18障発第1031001号  第二の2(6)②  (八) |
| (4) 障害福祉サービ ス相互の算定関係 | 利用者が生活介護以外の障害福祉サービスを受けている間は生活介護サービス費を算定していないか。  　◎　障害福祉サービス種類相互の算定関係について  　　 介護給付費等については，同一時間帯に複数の障害福　 祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。　 　例えば，生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生　　　活訓練），就労移行支援，就労継続支援Ａ型又は就労継　　　続支援Ｂ型（以下「日中活動サービス」という。）を受　　　けている時間帯に本人不在の居宅を訪問して掃除等を行　　　うことについては，本来，居宅介護の家事援助として行　　　う場合は，本人の安否確認，健康チェック等も併せて行　　　うべきであることから，居宅介護（家事援助が中心の場　　　合）の所定単位数は算定できない。一方，日中活動サー　　　ビスを受けていない時間帯においては　居宅介護の所定　　　単位数を算定することができる。  　　　また，日中活動サービスの報酬については，１日当た　　　りの支援に係る費用を包括的に評価していることから，　　　日中活動サービスの報酬を算定した場合（指定宿泊型自　　　立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第１項第１　　　号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。  　　）を算定した場合を除く。）には，同一日に他の日中活　動サービスの報酬は算定できない。 | 平18厚告523  別表第6の1  の注8  平18障発  第1031001  第二の1(2) |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ３　人員配置体制加　算 | ア　人員配置体制加算(Ⅰ)  (1) 利用定員が20人以下　　　　　265単位  　(2) 利用定員が21人以上60人以下　212単位  (3) 利用定員が61人以上　 197単位  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うものに限る。）の単位(指定生活介護であって，その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。）において，指定生活介護の提供を行った場合に，当該指定生活介護の単位の利用定員に応じ，利用者（区分3(50歳以上の者にあっては，区分2）以上に該当するものに限る。人員配置体制加算(Ⅱ)及び人員配置体制加算(Ⅲ)において同じ。）に対して，1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。  　※　厚生労働大臣が別に定める施設基準  　　当該指定生活介護（共生型生活介護を含む）の単位ごとに置くべき看護職員，理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員（以下「生活支援員等」という。）の員数の総数が，常勤換算方法で前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上であること。  ◎　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  ・　 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び当該共生型生活介護事業所において行う指定児童発達支援等、指定通所介護等又は指定小規模多機能型居宅介護等（以下「共生型本体事業」という。）の利用者の数の合計数の100分の60以上であること。  ・　常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。  イ　人員配置体制加算(Ⅱ)  (1) 利用定員が20人以下　　　　　181単位  　(2) 利用定員が21人以上60人以下　136単位  (3) 利用定員が61人以上　 125単位  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分５若しくは区分６に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所が行うものに限る。）の単位において，指定生活介護の提供を行った場合に，当該指定生活介護の単位の利用定員に応じ，利用者に対して，1日につ | 平18厚告523  別表第6の2  平18厚告523  別表6第の2  注1  平18厚告551  の二のロ  平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (一)ア(ⅲ)  平18厚告523  別表第6の2  注2 |
|  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | き所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位にあっては，所定単位の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただし，この場合において人員配置体制加算(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  　※　厚生労働大臣が別に定める施設基準  　　指定生活介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の  　　員数の総数が，常勤換算方法で，前年度の利用者の数の  　　平均値を２で除して得た数以上であること。  ◎　共生型生活介護事業所において共生型生活介護を行う場合  ・　 区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者の総数が、共生型生活介護の利用者の数及び共生型本体事業の利用者の数の合計数の100分の50以上であること。  ・ 　常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を２で除して得た数以上であること。    ウ　人員配置体制加算(Ⅲ)  (1) 利用定員が20人以下　　　　　51単位  　(2) 利用定員が21人以上60人以下　38単位  (3) 利用定員が61人以上　 33単位  別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして京都府知事に届け出た指定生活介護等の単位において，指定生活介護の提供を行った場合に，当該指定生活介護の単位の利用定員に応じ，利用者に対して，1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の単位にあっては，所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を加算しているか。ただしこの場合において人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を定している場合は，算定しない。  　※　厚生労働大臣が別に定める施設基準  　　指定生活介護の単位ごとにおくべき生活支援員等の員　　　数の総数が，常勤換算方法で，前年度の利用者の数の平  　　均値を2.5で除して得た数以上であること。  （ⅰ）指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設等において生活介護を行う場合  　　　　常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。  （ⅱ） 共生型生活介護事業所において生活介護を行う場合  常勤換算方法により、従業者の員数が共生型生活介護及び共生型本体事業の利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 | 平18厚告551  の二のハ  平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (一)イ(ⅲ)  平18厚告523  別表第6の2  注3  平18厚告551  の二の二  平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (一)ウ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ◎　人員配置体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)における，「これに準　　　ずる者」とは，区分４以下であって，厚生労働大臣が定　　　める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表に掲　　　げる行動関連項目の欄の区分に応じ，その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点　　　の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上 である者又は区分４以下であって喀痰吸引等を必要と 　する者とする。(以下人員配置体制加算において同じ。)  　◎　人員配置体制加算については，生活介護の単位ごとに　　　生活介護の単位の利用定員に応じた加算単位数を，当該　　　生活介護の利用者全員（厚生労働大臣が定める者（平成　　　18年556号は除く）につき算定することとする。  　◎　新規に事業を開始した場合，開始した際の利用者数等の推計に応じて算定要件を満たしている場合については，加算を算定できる。 | 平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (一)ア(ⅰ)  平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (二)  平18障発  第1031001号  第二の2(6)③  (三) |
| ４　福祉専門職員　　配置等加算 | ア　福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) 15単位  　　指定基準により置くべき生活支援員として常勤で配置　されている従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上である　ものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所及び共生型生活介護において，指定生活介護を行った場合に，1日につき15単位を加算しているか。  　◎　「常勤で配置されている従業者」とは，正規又は非正 規雇用に係わらず，各事業所において定められる常勤　　 の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をい 　う。(イ福祉専門職員配置加算(Ⅱ)においても同様)  イ　福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) 10単位  生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき10単位を加算しているか。  ただし、この場合において、アの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない  ウ　福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)　 6単位  　　次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所において，指定生活  　介護を行った場合に，1日につき6単位を加算しているか。  ただし，この場合において，福祉専門職員配置等加算  　(Ⅰ)を算定している場合は，算定しない。  (1) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち，常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上である　　　こと  　(2) 生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のち，３年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。  　◎　上記(2)中「３年以上従事」とは，加算の申請を行う　　　前月の末日時点における勤続年数とし，勤続年数の算定  　　に当たっては，当該事業所における勤続年数に加え同一　　　法人の経営する他の障害者自立支援法に定める障害福　　　祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む）、精神　　　障害者生活訓練施設，精神障害者授産施設，精神障害者 | 平18厚告523  別表第6の3  平18厚告523  別表第6の3  注1  平18障発  第1031001号  第二の2(6)④準用第二の２の(5)  ④(一)  平18厚告523  別表第6の3  注2  平18厚告523  別表第6の3  注3  平18障発  第1031001号  第二の2(6)④準用  第二の２の(5)  ④(二) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ４の２　常勤看護　職員等配置加 | 福祉ホーム，小規模通所授産施設，地域生活支援事業の　　　地域活動支援センター等の事業，障害者就業・生活支援　　　センター，児童福祉法に規定する障害児通所支援施設を行う事業所、障害児入所施設，病院，社会福祉施設等に　　　おいてサービスを利用者に直接提供する職員として勤　　　務した年数を含めることができるものとする。  　　　また，当該勤続年数の算定については，非常勤で勤務　　　していた期間も含めることとする。  　◎　多機能型事業所等における本加算((Ⅰ)，(Ⅱ)ともに)　　　の取扱いについて  　　　多機能型事業所又は障害者支援施設については，当該　　　事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を　　　合わせて要件を計算し，当該要件を満たす場合には全て　　　の利用者に対して加算を算定することとする。  　　　なお，この場合において，当該多機能型事業所等の中　　　で複数の直接処遇職員として，常勤の時間を勤務してい　　　る者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分，就労移行　　　支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）について　　　は，「常勤で配置されている従業者」に含めることとす　　　る。  常勤看護職員等配置加算(Ⅰ)  　看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算しているか。  　ただし、  　イ　利用定員が20人以下28単位  　ロ　利用定員が21人以上40人以下19単位  　ハ　利用定員が41人以上60人以下11単位  　ニ　利用定員が61人以上80人以下８単位  　ホ　利用定員が81人以上６単位  常勤看護職員等配置加算(Ⅱ)  看護職員を常勤換算方法で２人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、１日につき、所定単位数を加算する。  イ　利用定員が20人以下56単位  ロ　利用定員が21人以上40人以下38単位  ハ　利用定員が41人以上60人以下22単位  ニ　利用定員が61人以上80人以下16単位  ホ　利用定員が81人以上12単位  ◎ 常勤看護職員等配置加算の取扱い  報酬告示第６の３の２の常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、指定生活介護等の単位ごとの利用定員に応じ、いずれかのみを算定できるものであること。  なお、本加算は指定生活介護等の単位ごとの看護職員の配置に応じて算定されるものであるため、要件を満たしていない単位については加算は算定されないことに留意すること。 | 平18障発  第1031001号  第二の2(6)④準用  第二の２の(5)  ④(三)  平18厚告523  別表第6の4  の注３の２  注１  平18厚告523  別表第6の4  の注３の２  注２  平18障発第1031001  第二の2(6)⑤ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ア　常勤看護職員等配置加算（Ⅰ）  常勤換算方法で１以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この⑤において同じ。）を配置している場合  イ　常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）  常勤換算方法で２以上の看護職員を配置しており、第556号告示の別表第１に掲げる状態のいずれかに該当する者に対して指定生活介護等を行っている場合    第556号告示別表第１  ⑴ レスピレーター管理  ⑵ 気管内挿管、気管切開  ⑶ 鼻咽頭エアウェイ  ⑷ Ｏ₂吸入又はspＯ₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上  ⑸ ６回／日以上の頻回の吸引  ⑹ ネブライザー６回／日以上又は継続使用  ⑺ ＩＶＨ  ⑻ 経管（経鼻・胃ろうを含む。）  ⑼ 腸ろう・腸管栄養  ⑽ 持続注入ポンプ使用(腸ろう･腸管栄養時)  ⑾ 継続する透析(腹膜灌流を含む）  ⑿ 定期導尿３回／日以上  ⒀ 人工肛門  ◎　常勤看護職員等配置加については、定員超過減算に該当する場合は、算定しない。 | 別表第6の4  の注３の２  注３ |
| ５　視覚・聴覚言語　障害者支援体制加  　算 | 視覚又は聴覚若しくは言語機能に障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護の利用者の数（重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的障害のうち２以上の障害を有する利用者については，当該利用者数に２を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護の利用者の  数に100分の30を乗じて得た数以上であって，視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者（共生型生活介護従事者を含む。）を，第2の1に定める人員配置に加え，常勤換算方法で当該指定生活介護の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所において，指定生活介護を行った場合に，1日につき41単位を加算しているか。  　◎ 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある 者」とあるが，具体的には次のアからウまでのいずれか  に該当する者であること。  ア　視覚障害者  　　　　身体障害者福祉法第15条第４項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の障害の程度が１級又は２級に該当し，日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 | 平18障発第1031001  第二の2(6)⑤(一)  平18厚告523 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ６　初期加算 | イ　聴覚障害者  　　　　身体障害者手帳の障害の程度が２級に該当し，日常  　　　生活におけるコミュニケーションに支障があると認  　　　められる聴覚障害を有する者  　　ウ　言語機能障害者  　　　　身体障害者手帳の障害の程度が３級に該当し，日常　　　生活におけるコミュニケーションに支障があると認　　　　められる言語機能障害を有する者  　◎　「重度の視覚障害，聴覚障害，言語機能障害又は知的 障害のうち２以上の障害を有する利用者」については　　 当該利用者１人で２人分の視覚障害者等として数えて  　 算定要件(全利用者の100分の30が視覚障害者等)に該当  するか否かを計算することとしているが，この場合の「  知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。  　　また，多機能型事業所等については，当該多機能型事　　 業所等において実施される複数の障害福祉サービスの　　 利用者全体のうち，視覚障害者等の数が利用者の数に  　100分の30を乗じて得た数以上であり，従業者の加配が　　 当該多機能型事業所等の利用者の合計数を50で除して　　 得た数以上なされていれば満たされるものであること。  　◎ 「視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者　　として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者」　　とは，具体的には次のア又はイのいずれかに該当する者　　であること。  　　ア　視覚障害  　　　　点字の指導，点訳，歩行支援等を行うことができる  　　　者  　　イ　聴覚障害又は言語機能障害  　　手話通訳等を行うことができる者  　指定生活介護事業所において，指定生活介護を行った場合に，指定生活介護の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について，1日につき30単位を加算しているか。  　◎　サービスの利用の初期段階においては，利用者の居宅　　 を訪問し，生活状況の把握等を行うなど，特にアセスメ　　 ント等に手間を要することから，サービスの利用開始か　　 ら30日の間加算するもの。  　　　この場合の「30日の間」とは，暦日で30日間をいうものであり，加算の算定対象となるのは，30日間のうち，　利用者が実際に利用した日数となることに留意するこ　と。  　　　なお，初期加算の算定期間が終了した後，同一の敷地　　 内の他の指定障害福祉サービス事業所等へ転所する場　　 合にあってはこの加算の対象としない。  　◎　初期加算は，利用者が過去３月間に，当該指定障害者　　 支援施設等に入所したことがない場合に限り算定でき　　 ることとする。  　　　なお，当該指定障害者支援施設等の併設又は空床利用　　 の短期入所を利用していた者が日を空けることなく引　　 き続き当該指定障害者支援施設等に入所した場合  （短期入所から退所した翌日に当該指定障害者支援施設　　 等に入所した場合を含む。）については，初期加算は入 所直前の短期入所の利用日数を30日から差し引いて得た日数に限り算定するものとする。） | 平18障発  第1031001  第二の2(6)⑤(二)  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑤(三)  平18厚告523  別表第6の5  の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑥(-)  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑥(二) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| ７　訪問支援特別  　加算 | ◎　30日（入院・外泊時加算が算定される期間を含む。）　　 を超える病院又は診療所への入院後に再度利用した場　　 合には，初期加算が算定されるものであること。ただし　　 指定生活介護事業所等の同一の敷地内に併設する病院  　　 又は診療所へ入院した場合についてはこの限りではな  　　い。  　指定生活介護事業所おいて継続して指定生活介護を利用する利用者について，連続した5日間，当該指定生活介護の利用がなかった場合において，第2の1の規定により指定生活介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が，生活介護計画等に基づき，あらかじめ当該利用者の同意を得  て，当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所（共生型、基準該当、障害者支援施設を含む）における指定生活介護の利用に係る相談援助等を行った場合に，1月につき2回を限度として，生活介護計画に位置付けられた内容の指定生活介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。  　(1) 所要時間１時間未満　187単位  　(2) 所要時間１時間以上　280単位  　◎　利用者の安定的な日常生活を確保する観点から，概ね　　３ヶ月以上継続的に当該指定生活介護を利用していた　　 者が，最後に当該指定生活介護を利用した日から中５日　　間以上連続して当該指定生活介護の利用がなかった場　　 合に，あらかじめ利用者の同意を得た上で，当該利用者　　の居宅を訪問し，家族等との連絡調整，引き続き指定生　　活介護を利用するための働きかけ，当該利用者に係る生　　活介護計画の見直し等の支援を行った場合に，１回の訪　　問に要した時間に応じ，算定するものであること。なお，この場合の「５日間」とは，当該利用者に係る利用予定日にかかわらず，開所日数で５日間をいうものであることに留意すること。  　　なお，所要時間については，実際に要した時間により  　算定されるのではなく，生活介護計画に基づいて行われ  　るべき指定生活介護に要する時間に基づき算定されるものであること。  　　また，この加算を１月に２回算定する場合については　　この加算の算定後又は指定生活介護の利用後，再度５日間 以上連続して指定生活介護の利用がなかった場合にのみ対 象となるものであること。 | 平18障発  第1031001  第二の2(6)⑥(三)  平18厚告523  別表第6の6  の注  平18障発  第1031001  第二の2(6) |
| ８ 欠席時対応加算 | 指定生活介護事業所において指定生活介護を利用する利用者が，あらかじめ当該指定生活介護の利用を予定していた日に，急病等によりその利用を中止した場合において，指定生活介護の従業者が，利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに，当該利用者の状況，相談援助の内容等を記録した場合に，1月につき4回を限度として，  94単位を算定しているか。  　◎　以下のとおり取り扱うこととする。  　(一) 加算の算定に当たっては，急病等によりその利用を中　　 止した日の前々日，前日又は当日に中止の連絡があった　　 場合について算定可能とする。  　(二)「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支　　 援を行う」とは，電話等により当該利用者の状況を確認 | 平18厚告523  別表第6の7  の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑧ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | し，引き続き当該指定生活介護等の利用を促すなどの相　　 談援助を行うとともに，当該相談援助の内容を記録する　　 ことであり，直接の面会や自宅への訪問等を要しない。 |  |
| ８の２ 重度障害者支援加算 | １　別に厚生労働大臣が定める施設基準(注１)に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設等を除く。以下この７の２において同じ。）において、指定生活介護等の提供を行った場合に、１日につき７単位を加算しているか。  ２　重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準(注２)に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に１日につき180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者１人当たりの利用者の数が５を超える場合には、５を超える数については、算定しない。  ３　２の加算が算定されている指定生活介護事業所等につい　ては、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に１日につき所定単位数に700単位を加算する。  ◎　 重度障害者支援加算の取扱いについて  （一） 報酬告示第６の７の２の重度障害者支援加算については、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者又は行動援護従業者養成研修修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ支援計画シート等を作成している場合に体制の評価として加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。  　　　さらに、利用者に対する支援が１日を通じて適切に確保されるよう、指定障害福祉サービス基準に規定する人員と人員配置体制加算により配置される人員に加えて、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置するとともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して日中に個別の支援を行った場合に、当該利用者について個別の評価として加算を算定する。  　　　体制の評価については、サービス管理責任者等の指定基準上配置すべき従業者が実践研修を修了し、支援計画シート等の作成を行う場合も対象とする。  　　　個別の支援の評価については、基礎研修修了者１人の配置につき利用者５人まで算定できることとし、適切な支援を行うため、指定生活介護等の従事者として４時間程度は従事する必要があることに留意すること。  　　　なお、報酬告示第６の７の２の注１中「厚生労働大臣が定める施設基準」第２号のホの（１）の「別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者」とは、第543 | 平18厚告523  別表第6の7の2の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑩ |
|  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | 号告示第22号の規定により準用する第４号の規定により、認定調査票等における行動関連項目の点数の合計が10点以上に該当する者をいうものである。  （二） 重度障害者支援加算については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、強度行動障害を有する者に対して、指定生活介護等の提供を行った場合に、１日につき所定単位数にさらに700単位を加算することととしているが、これは重度の行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものである。  （三） 重度障害者支援加算は、行動障害の軽減を目的として各種の支援・訓練を行うものであり、単に、職員を加配するための加算ではないことに留意すること。  ◎　厚生労働大臣が定める施設基準  １　（注１）の施設基準  次の⑴及び⑵のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。  ⑴ 介護給付費等単位数表第８の１の注１の⑵に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。  ⑵ 指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（居宅介護従業者基準」）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。  ２　(注２) の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準  指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第６の２の人員配置体制加算を算定している場合にあっては当該加算の要件となる人員配置を含む。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。 | 平18 551告示　二　ホ　へ |
| ９　リハビリテーション加算 | １　リハビリテーション加算(Ⅰ)については、次の(1)から(5)までのいずれにも適合するものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所等において，頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して，指定生活介護を行った場合に，1日につき48単位を算 | 平18厚告52 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | 定しているか。  　(1) 医師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の　　 職種の者が共同して，利用者ごとのリハビリテーション　　 実施計画を作成していること。  　(2) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医　　 師又は医師の指示を受けた理学療法士，作業療法士若し　　 くは言語聴覚士が指定生活介護を行っているとともに，　　 利用者の状態を定期的に記録していること。  　(3) 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状　　 況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直して  　　いること。  　(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者について，リ　　ハビリテーションを行う医師，理学療法士，作業療法士　　又は言語聴覚士が，看護師，生活支援員その他の職種の　　者に対し，リハビリテーションの観点から，日常生活上　　の留意点，介護の工夫等の情報を伝達していること。  　(5) (4)に掲げる利用者以外の利用者について，指定生活  　　介護事業所の従業者が，必要に応じ，指定特定相談支援　　 事業者を通じて，指定居宅介護サービスその他の指定障　　 害福祉サービス事業に係る従業者に対し，リハビリテー  　　ションの観点から，日常生活上の留意点，介護の工夫等  　　の情報を伝達していること。  ２　リハビリテーション加算(Ⅱ)については、上記の⑴から⑸までのいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、注１に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、１日につき２０単位数を加算しているか。  　◎　以下のとおり取り扱うこととする。  　(一) リハビリテーション加算に係るリハビリテーション　　は，利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行　　われることに留意すること。  　(二) (三)により作成されるリハビリテーション実施計画を　　作成した利用者について，当該指定生活介護等を利用し　　た日に算定することとし，必ずしもリハビリテーション　　が行われた日とは限らないものであること。  　(三) リハビリテーション加算については，以下の手順で実　　施すること。  　　ア　利用開始時にその者に対するリハビリテーション　　　 の実施に必要な情報を収集しておき，医師，理学療法　　　 士，作業療法士，言語聴覚士，その他の職種の者(以　　　 下「関連スタッフ」という。)が暫定的に，リハビリ　　　 テーションに関する解決すべき課題の把握(以下「ア　　　 セスメント」という。)とそれに基づく評価を行い，　　　 その後，多職種協働により開始時リハビリテーション　　　 カンファレンスを行ってリハビリテーション実施計　　　 画原案を作成すること。また，作成したリハビリテーション実施計画原案については，利用者又はその家族　　　 に説明し，その同意を得ること。なお，生活介護サー | 平18障発  第1031001  第二の2(6)⑨ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ビスにおいては，リハビリテーション実施計画原案に相当する内容を個別支援計画に記載する場合は，その　　　 記録をもってリハビリテーション実施計画原案の作　　　 成に代えることができるものとすること。  　　イ　リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハ　　　 ビリテーションやケアを実施しながら，概ね二週間以　　　 内及び概ね三月ごとに関連スタッフがアセスメント　　　 とそれに基づく評価を行い，その後，多職種協働によ　　　 り，リハビリテーションカンファレンスを行って，リ　　　 ハビリテーション実施計画を作成すること。なお，こ　　　 の場合にあっては，リハビリテーション実施計画を新　　　 たに作成する必要はなく，リハビリテーション実施計　　　 画原案の変更等をもってリハビリテーション実施計　　　 画の作成に代えることができるものとし，変更等がな　　　 い場合にあっても，リハビリテーション実施計画原案　　　 をリハビリテーション実施計画に代えることができ　　　 るものとすること。  　　　　また，作成したリハビリテーション実施計画につい　　　 ては，利用者又はその家族に説明し，その同意を得る　　　 こと。また，リハビリテーションカンファレンスの結　　　 果，必要と判断された場合は，関係する指定特定相談  　　　支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービ  　　　ス事業所等に対してリハビリテーションに関する情  　　　報伝達(日常生活上の留意点，サービスの工夫等)や連  　　　携を図ること  　　ウ　利用を終了する前に，関連スタッフによる終了前リ　　　 ハビリテーションカンファレンスを行うこと。その際  　　　，終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談  　　　支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービ  　　　ス管理責任者等の参加を求めること。  　　エ　利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支  　　　援専門員や利用者の主治の医師に対してリハビリテ  　　　ーションに必要な情報提供を行うこと。  　　オ　サービス提供の記録において利用者ごとのリハビ　　　 リテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を　　　 受けた理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士が　　 　利用者の状態を定期的に記録する場合は，当該記録と　　　 は別にリハビリテーション加算の算定のために利用　　　 者の状態を定期的に記録する必要はないものとする。 |  |
| 10　利用者負担上限額管理加算 | 指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が，利用者負担額合計額の管理を行った場合に，1月につき150単位を加算しているか。  　◎「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは，利用　 者が，利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サー ビス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サ ービスを受けた際に，上限額管理を行う事業所等が当該 利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。  　　 なお，負担額が負担上限額を実際に超えているか否か は算定の条件としない。 | 平18厚告523  別表第6の9注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑩準用  (第二の2(1)⑰) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 11　食事提供体制　 加算 | 低所得者等であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して，当該指定生活介護事業所に従事する調理員等による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所において，食事の提供を行った場合に，平成30年3月31日までの間，1日につき30単位を加算しているか。    　◎　原則として当該施設内の調理室を使用して調理し，提　　 供されたものについて算定するものであるが，食事の提　　 供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者  　　に委託することは差し支えない。なお，施設外で調理さ  　　れたものを提供する場合（クックチル，クックフリーズ　　 若しくは真空調理（真空パック）により調理を行う過程　　 において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱　　 して提供するもの又はクックサーブにより提供するも　　 のに限る。），運搬手段等について衛生上適切な措置が　　 なされているものについては，施設外で調理し搬入する　　 方法も認められるものである。  　　　この場合，例えば出前の方法や市販の弁当を購入して　　 利用者に提供するような方法は加算の対象とはならな　　 いものである。  　　　なお，利用者が施設入所支援を利用している日につい　　 ては，補足給付が日単位で支給されることから，この加　　 算は算定できないものであることに留意すること。 | 平18厚告523  別表第6の10  の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑪ |
| 12　延長支援加算 | (1)　延長時間が１時間未満の場合　１日につき61単位  (2)　延長時間が１時間未満の場合　１日につき92単位  運営規程に定める営業時間が８時間以上であり，かつ，利用者に対して８時間を超えて指定生活介護を行っており，指定障害福祉サービス基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を１以上配置しているとして京都府知事に届け出た定生活介護事業所等において，営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対し，生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に，１日の延長時間に要した時間に応じ所定単位数を算定しているか。  　◎　延長支援加算における取扱い  　 ①　ここでいう「営業時間」には，送迎に要する時間を含まれない。  　 ②　個々の利用者の実利用時間は問わないものであり，例　　　 えば，サービス提供時間は８時間未満であっても，営業　　　 時間を超えて支援を提供した場合には，本加算の対象と　　　 なる。  　 ③　延長時間帯に，障害福祉サービス基準の規定により置　　　 くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を １名以上配置していることが必要である。 | 平18厚告523  別表第6の11  の注  平18厚告551  の二　ホ  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑫ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 13　送迎加算 | 送迎加算(Ⅰ) 　21単位  送迎加算(Ⅱ) 　10単位  別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において利用者（施設入所者を除く。）に対してその居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に片道につき所定単位数を加算しているか。  別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しておりかつ区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合にはさらに片道につき所定単位数に28単位を加算しているか。  別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定しているか。    ◎　厚生労働大臣の定める送迎  送迎加算(Ⅰ)  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ⑴ 指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設が、当該指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護、共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。  ⑵ 原則として、当該月において、一回の送迎につき、平均十人以上（ただし、利用定員が二十人未満の事業所にあっては、一回の送迎につき、平均的に定員の百分の五十以上）の利用者が利用していること。  ⑶ 原則として、当該月において、週三回以上の送迎を実施していること。  送迎加算(Ⅱ)  　イの⑴の基準に適合し、かつ、イの⑵又は⑶に掲げる基準のいずれかに適合すること。  　100分の70に相当する単位数とする場合  指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。 | 平18厚告523  別表第6の12  の注1  平24厚告268  一 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ◎送迎加算の取扱い  (1)　多機能型事業所又は同一敷地内に複数の事業所が存する場合については，原則として一の事業所として取り扱うこととする。ただし，事業所ごとに送迎が行われている場合など，京都府知事が特に必要と認める場合はについてはこの限りではないこと。  （2） 報酬告示第６の12 の送迎加算のうち、送迎加算（Ⅰ）については、当該月において、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当する場合に算定が可能であること。  　 　また、送迎加算（Ⅱ）については、当該月において、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合に算定が可能であること。  　　（ア）１回の送迎につき、平均10 人以上（ただし、　　　 　　利用定員が20 人未満の事業所にあっては、１回　　　　 　の送迎につき、平均的に定員の100 分の50 以上）　　　　　 の利用者が利用  　　（イ）週３回以上の送迎を実施  　　　 なお、居宅以外であっても、事業所の最寄り駅や集合場所との間の送迎も対象となるが、事前に利用者と合意のうえ、特定の場所を定めておく必要があることに留意すること。  (3) 指定共同生活介護事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合についても，対象となる。  　(4) 送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し　　 支えないが，利用者へ直接公共交通機関の利用に係る 費用を給付する場合等は対象とならない。  　（5） 同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は、所定単位数の100分の70を算定する。なお、当該所定単位数は、報酬告示第６の12の注２の加算がなされる前の単位数とし、当該加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。  (6) これに準ずる者  　　　 上記の「これに準ずる者」とは，区分４以下であって　　 平成18年厚生労働省543号告示別表第二に掲げる行動 関連項目の欄の区分に応じ，その行動関連項目が見られ る頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄まで に当てはめて算出した点数の合計が10点以上である者 又は喀痰吸引等を必要とする者とする。 | 平18障発  第1031001  第二の2(6)⑬ |
| 14　障害福祉サービ　スの体験利用支援　加算 | 障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)　 500単位  障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ) 　250単位  １　指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が，指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において，指定障害者支援施設等に置くべき従業者が，次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに，当該利用者の状況，当該支援の内容等を記録した場合に，所定単位数に代えて300単位を算 | 平18厚告523  別表第6の13  の注 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | 定しているか。  　①　体験的な利用支援の利用の日において当該において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  　②　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  ２　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅰ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して５日以内の期間について算定する。  ３　障害福祉サービスの体験利用支援加算(Ⅱ)については、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して６日以上15日以内の期間について算定する。  ４ 算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算する。  ◎　厚生労働大臣が定める施設基準  指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。以下同じ。）であることを定めていること。  ◎　障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い  (一) 指定障害者支援施設等における指定生活介護等の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定障害者支援施設等の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に、体験的な利用支援の日数に応じて所定の単位数を加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。）。  ア 体験的な利用支援の利用日に当該指定障害者支援施設等において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合  イ 以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合  (ⅰ) 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整  (ⅱ) 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等  (ⅲ) 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 | 平18 551告示　二　チ  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑭ |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定生活介護等に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。  また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記イの支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。  (二) 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、運営規程に、地域生活支援拠点等に位置づけられていることが規定されているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、１日につき所定単位数にさらに50単位を加算する。 |  |
| 14の２ 就労移行支援体制加算 | イ　利用定員が20人以下　　　　　　42単位  ロ　利用定員が21人以上40人以下　 18単位  ハ　利用定員が41人以上60人以下 10単位  ニ　利用定員が61人以上80人以下 ７単位  ホ　利用定員が81人以上　 ６単位  指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（指定就労継続支援Ａ型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が６月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において１人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、１日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算しているか。  ◎　就労移行支援体制加算の取扱いについて  (一) 報酬告示第６の13の２の就労移行支援体制加算については、生活介護を経て企業等（就労継続支援Ａ型事業所は除く。）に雇用されてから、当該企業等での雇用が継続している期間が６月に達した者（就労定着者）が前年度においている場合、利用定員に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。  なお、生活介護を経て企業等に雇用された後、生活介護の職場定着支援の努力義務期間中において労働条件改善のための転職支援等を実施した結果、離職後１月以内に再就職し、最初の企業等の就職から起算して雇用を継続している期間が６月に達した者は就労定着者として取り扱う。  (二) 「６月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が６月に達した者である。例えば、平成29年10月１日に就職した者は、平成30年３月31日に６月に達した者となる。 | 平18厚告523  別表第6の13  の2の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)⑰ |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
| 15　福祉・介護職員　処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所等が，利用者に対し，指定生活介護等を行った場合にあっては，当該基準に掲げる区分に従い，平成33年３月31日までの間（Ⅳ及びⅤについては、別に労働大臣が定める日までの間）次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし，次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては，次に掲げるその他の加算は算定しない。  　１　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　　　２から14までにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては1000分の69に相当する単位数）  　２ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)  　 　２から14までにより算定した単位数の1000分の31に 　 相当する単位数(指定障害者支援施にあっては1000分の  50に相当する単位数)  ３ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)  　　 ２から14までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施にあっては1000分の  28に相当する単位数)  　４ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　 　３により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  ５ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　 　３により算定した単位数の100分の90に相当する単位数  注)厚生労働大臣が定める基準  １ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)  　　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ①　福祉・介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）　に要する費用の見込み額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）が，福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善に関する計画を策定し，当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  　②　①の賃金改善に関する計画並びに当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し，京都市長に届け出ていること。  　③　福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために福祉  ・介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除  く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容につい  て都道府県知事に届け出ること。  　④　当該事業者において，事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を京都市長に報告すること。  　⑤　労働基準法その他の労働に関する法令を遵守していること。 | 平18厚告523  別表第6の14の注  平18厚告543  十七 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ⑥ 当該事業者において，労働保険料の納付が適正に行われていること。  　⑦　次に掲げる基準のいずれにも適合すること  　（一）　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。  　（二）　（一）の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。  　（三）　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。  　（四）　（三）について、全ての福祉・介護職員に周知していること。  （五） 福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて  　　 　昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。  （六）　（五）の要件について書面をもって作成し、全　ての福祉・介護職員に周知していること。  ⑧ 平成27年４月から②の届出の日の属する月の前月までに実施した処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費  用の概算額を，全ての福祉・介護職員に周知している  こと。  ２　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）  　 １の①から⑥まで、⑦の（一）から（四）まで及び⑧に掲げる基準のいずれにも適合すること。  ３　福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）  　 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  　（１）　１の①から⑥までに掲げる基準に適合すること。  　（２）　次に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ①　次に掲げる要件の全てに適合すること。  ａ　福祉・介護職員の任用の際における職責又は職　 務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関する　 ものを含む。）を定めていること。  　　 ｂ　ａの要件について書面をもって作成し、全ての　 福祉・介護職員に周知していること。  ②　次に掲げる要件の全てに適合すること。  　　 ａ　福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計　 画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修　 の機会を確保していること。  ｂ　ａについて、全ての福祉・介護職員に周知して　 いること。  　（３）　平成二十年十月から１の②の届出の日の属する月の前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての福祉・介護職員に周知していること。 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ４ 　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)  　　　１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、３の⑵又は⑶に掲げる基準のいずれかに適合すること。  ５　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)  　　　１の①から⑥までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |
| 16　福祉・介護職員　処遇改善特別加算  17 福祉・介護職員等特定処遇改善加算 | 別に厚生労働大臣が定める基準(注)に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして京都府知事に届け出た指定生活介護事業所等が，指定生活援護を行った場合にあっては，２から14までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし，15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては，算定しない。  注)厚生労働大臣が定める基準  注）15の福祉・介護職員処遇改善加算①から⑥に掲げる基準を満たしていること。  別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定しない。  イ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ２から14の２までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数  ◎　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて  福祉・介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知を参照すること。  ◎　厚生労働大臣が定める基準  次に掲げる基準のいずれにも適合すること。  (1)　障害福祉人材等の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。  (一)　経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となること。 | 平18厚告523  別表第6の15の注  平18厚告543  十八  平18厚告523  別表第6の16の注  平18障発  第1031001  第二の2(6)㉒  平18厚告543  十九の二  (準用第十七号の二) |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | ただし、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではないこと。  (二)　当該指定生活介護事業所(介護給付費等単位数表第6の1の注1に規定する指定生活介護事業所等をいう。以下同じ。)における経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。  (三)　障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上となること。ただし、障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の平均賃金額が障害福祉人材(経験・技能のある障害福祉人材を除く。)及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではないこと。  (四)　障害福祉人材以外の職員(専門的な技能を有すると認められるものを除く。)の改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。  (2)　当該指定生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。  (3)　福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。  (4)　当該指定生活介護事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。  (5)　生活介護サービス費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (6)　生活介護サービス費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。  (7)　平成二十年十月から(2)の届出の日の属する月の前月までに実施した障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主眼事項 | 着　眼　点 | 根拠法令 |
|  | 福祉人材等の処遇改善に要した費用を全ての害福祉人材等に周知していること。  (8)　(7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。  ロ　福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)  イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。 |  |